

第33回平成22年9月与謝野町議会定例会会議録(第11号)

招集年月日 平成22年10月1日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午後4時17分 延会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	山添藤真
2番	和田裕之	11番	小林庸夫
3番	有吉正	12番	多田正成
4番	杉上忠義	13番	赤松孝一
5番	塩見晋	14番	糸井満雄
6番	宮崎有平	15番	勢旗毅
7番	伊藤幸男	16番	今田博文
8番	浪江郁雄	17番	谷口忠弘
9番	家城功	18番	井田義之

2. 欠席議員(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 秋山 誠 書記 河邊 恵

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
副町長	堀口 卓也	教育長	垣中 均(午後欠席)
参事兼企画財政課長	吉田 伸吾	教育委員長	白杉 直久
総務課長	奥野 稔	商工観光課長	太田 明
岩滝地域振興課長	藤原 清隆	農林課長	浪江 学
野田川地域振興課長	宇野 準一	教育推進課長	土田 清司
加悦地域振興課長	和田 茂	教育次長	鈴木 雅之
税務課長	日高 勝典	下水道課長	西村 良久
住民環境課長	永島 洋視	水道課長	吉田 達雄
会計室長	金谷 肇	保健課長	泉谷 貞行
建設課長	西原 正樹	福祉課長	佐賀 義之

5. 議事日程

日程第 1 議案第 90号 平成21年度与謝野町一般会計歳入歳出決算認定について

(質疑)

6. 議事の経過

(開会 午前 9時30分)

議長(井田義之) おはようございます。

きょうから10月1日、クールビズにつきましては、きのうまでということで、きょうは全員上着を着て、ちゃんとしていただいておりますけれども、従来から体感温度、それぞれに差がありますので、きょうも暑くなりそうでございます。暑くなってきたら上着ぐらいは外しながら頑張ってくださいほうがいいのかなというふうに思っておりますので、これは行政の方々にも、そういう方向でご協力ほどお願いをしたいというふうに思います。

きょう決算審議も4日目となるわけですが、本来ならきょうで終わるかなという予測でございましたが、どうもきょうで終わるといのが危うくなってまいりました。皆さん方には、ぜひともご協力をいただきまして、よろしくお付き合いのほどお願いをしたいというふうに思います。

なお、昨日、議会運営員会を、本会議終了後、開催していただきました。本日、決算の終了後、決算審議の終了後、全員協議会を開催するという事で議会運営員会で決定をしていただきましたので、あわせて皆さんに報告方々、ご協力をお願いしておきます。

なお、きょう決算審議をするわけですが、教育長が、教育長の会議があつて、午後、退席をされます。午後は教育長に対する質問を予定しておる方につきましては、大変申しわけないですが、そういう状態でありまして、これもご理解とご協力をお願いしたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

ただいまより本会議を開催いたします。ただいまの出席議員数は18人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議はお手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

日程第1 議案第90号 平成21年度与謝野町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案については、既に質疑に入っております。引き続き質疑を続行いたします。

質疑ありませんか。

山添議員。

10番(山添藤真) それでは、平成21年度決算について、質疑を行いたいと思います。

具体的な質疑を行う前に若干確認をしたいことがございますので、ご了承を賜りたいと思います。当町におきまして、課題を解決し、よりよいまちづくりを推進していくために、多種多様な政策を行っております。その政策には大きく三つカテゴリーが存在するのではないかと、私は考えています。まず、第一に国からおりてくる政策。第二に京都府からおりてくる政策。第三に町独自の政策ではないかと考えております。

この三つの政策には一連の流れがあると考えております。例えば、町独自の政策の場合、課題の設定、第二に政策の立案、第三に政策の決定、第四に政策の実施、第五に施策の評価だと、私は考えております。そして、国、京都府からおりてくる政策の場合、第四の政策の実施、そして、第五の政策の評価が、町が担当する、町が担う政策の一連の運用の仕方だと、私は考えております。私の今の見解に対し、吉田参事のご見解を、まず、お伺いしたいと思います。

議長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えいたします。

いきなり難しい質問でございまして、なかなかどう答えていいのかわからないのですが、山添議員、ご指摘のとおり、町には国からおりてくる施策、府からおりてくる施策、町独自の施策、それらを、それぞれの課が担当してやらせていただいております。それらを実施しながら町民の皆様方の幸せのために日々、職員も努力をさせていただいているということだというふうに思っております。そういった国、府、町独自の施策をかみ合わせながら、それを評価し、さらにそれを高めていく、そういった日々の努力を怠らないように、役場一丸となって努力をさせていただいております。そういうふうなことでご理解がいただきたいというふうに思います。以上でございます。

議長（井田義之） 山添議員。

10番（山添藤真） そのとおりだというご答弁をいただきました。そして、特に私が、この一連の政策を運用するに当たり、大切だと思っている点は、政策の評価でございます。この点、吉田参事、いかにお考えになりますか。

議長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えいたします。

山添議員、ご指摘のように、実施を行いました政策につきまして、これがどのような効果があったのか、どのような問題があるのか、さらに、この政策を高めていけば、どのような効果が出てくるのか、そういったものを日々、考えながら実施していくことが重要かというふうに思います。

そういった意味で、総合計画ではベンチマーク、いわゆる目標となる数値を掲げまして、これが、どの程度に達したのかといったことを毎年、公表をさせていただいております。さらに、現在のところは、この政策、いわゆる評価方式、これを取り入れようということで検討をさせていただいております。のんびんだらりと政策を遂行していただくだけではなく、日々、これを振り返って町民のために、さらに向上させていくという努力は必要だというふうに思っております。

議長（井田義之） 山添議員。

10番（山添藤真） 政策の評価は、今後よりよく政策を運用するに当たり、とても大切な一連の流れだと考えております。9月9日に、私が一般質問を行いました。その際に町長の答弁より、ふるさと納税に関する若干の文言が入っておりました。決算書の47ページをお開きいただきたいと思っております。

中段でございます、ふるさと納税寄附金は110万5,000円のご寄附を、町を思う人たちからいただいております。この110万5,000円の件数をお聞きをしたいと思います。吉田参事。

議長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。ふるさと納税寄附金110万5,000円でございますが、21年度、11名の皆様からふるさと納税をいただきました。金額は1万円から、最高は50万5,000円という金額でございます。以上でございます。

議 長（井田義之） 山添議員。

1 0 番（山添藤真） 11名の方々から厚い志のご寄附をいただいているということです。そして、9月9日に私が行いました一般質問に際し、町長のご答弁をいただいておりますので、若干朗読をさせていただきたいと思います。

平成20年度から、ふるさと納税の制度がスタートをしましたが、毎年多くの町民の、町内出身者の方々からまちづくりのためにと、厚い志のご寄附をいただいております。この町長の答弁書の中では11名の方々からのふるさと納税の寄附金が、多くの方々からのといった評価をいただいております。この評価について、その基準はどこにあったのかということをお伺いしたいと思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 特別、そうした基準というものはないですけれども、11名という方が、多いのか、少ないのかは別としまして、それだけ納付といえますか、寄附をしていただく方だけではなく、そうした実際の行動がなくても、多く、この与謝野町に心を寄せていただいている方があるという意味で、そういう言葉を使わせていただきました。ですから、この11名ということに限らず、町内に住んでいる方の中にも、そういう方がございますので、そうした意味での言葉遣いとなったというふうにご理解いただけたらと思います。

議 長（井田義之） 山添議員。

1 0 番（山添藤真） 私も11名という方々からご寄附をいただいているということを申し上げたいことではない。というのはご承知いただけるかと思うんですけれども、冒頭で申しました政策の評価が大切だといった吉田参事のご答弁をいただきました。私は、この11名の方々からいただいている寄附金というものは、確かにすごく大切な、町内に住んでいらっしゃる、与謝野町を思う方々からのご寄附だと思っております。ですけれども、9日の一般質問で例を出しました。隣町の伊根町は9月29日現在、約100件のふるさと納税の申し込みがあると聞いております。そういった際に、確かに11名の方々から厚い志とご寄附をいただいているということとは、また、別に政策を運用する町政の側が、しっかりと、この11名という方々の納付の件数を正當に評価することが必要なのではないかなと、私は思っているのですけれども、この点、どうお考えになりますか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） そのとおりだというふうに思っております。件数の問題だけではないということでございます。

議 長（井田義之） 山添議員。

1 0 番（山添藤真） 先ほど、吉田参事のご答弁にもありましたとおり、政策の評価というものは、とても大切な一つの運用のプロセスだと思っております。先ほどの町長のご答弁にもありましたとおり、11名の方々からご寄附をいただいているということとは、また別に、正當な物差しによって、この11名の方々からのご寄附というものを町政側が評価をしなければいけないと強く思っておりますが、こういった理解でよろしいのでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） そのとおりだと思います。ただ、政策の評価といいますのは、だれもかれもがで

きるわけではございません。その評価を任されているのが議員さんであるというふうに思いますので、本日、こうして21年度の執行しました中身について、決算という、こうした議会の場で、やはり住民の代表として1年間やってきた、その評価を代表である議員によって、どうであったかという成果等を論じていただくのが、この場だというふうに思っておりますし、そうした意味で、本日、開かれています、この決算の議会も非常に大事な住民の方たちの声として、我々は真摯に受けとめさせていただいて、そこから次の新しい年度に生かしていく、また、反省すべきところは反省していくという、そういう姿勢が一番大事だというふうに考えております。

議 長（井田義之） 山添議員。

10番（山添藤真） 終わります。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それでは3回目の質問に入りたいと思います。第1回目に行いました最低制限価格のことにつきましては、きのう、副町長のほうからごあいさつがございましたので、了といたしまして、課長の報告にありましたように、チェックができていたかどうかということは別にしまして、やはり設計に基づいた仕上がりが、ぜひなっているかと、その辺を十分ひとつ配慮をしながらお願いをしたいと、このように思っておりますし、やはり発注者と請負業者というのは対等ではございませんので、ひとつそういったことで十分意見交換をしながら成果を出していただくようお願いをしておきたいと、このように思っております。

それでは、質問に入ります。副町長にお願いしたいと思っておりますが、現在の入札のシステムですね、談合を防止するというふうな意味もありまして、現在の最低制限価格なり、予定価格は全公表されるということで、これはこれで大きな成果があっているんだと思うんですが、きょうお尋ねいたしますのは、そこで建築業法とのかかわりもあるような気もするんですけども、いわゆる同一の入札の参加ということですね、業者がどういう入札に参加をしたと、そこで落札をしなかった業者を下請にできない、このことが私は、そういうふうになっていると思っておりますが、先ほど申しましたように現在の入札のシステムはですね、一応そういった心配もなくなってまいりましたので、この下請に入ることを、私は考えてもいいんじゃないかなと、こういうふうには思っております。

現在までの公正入札監視委員会、ここでは、このことについては、どのようなお話になっておりますか。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） ご質問にお答えしたいと思います。今、勢旗議員が指摘をされましたように、同一の入札に参加をされた業者間で下請は禁止をいたしております。これは冒頭にもおっしゃいましたけれども、例えば、不適切な入札を防ぐという意味で、与謝野町におきましては、そういった措置を講じております。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 聞くとところによりますと、京都府も、これはいいということになっていると聞いております。それから、幾つかの資料を見てみたのですが、その辺につきましても、大体、その禁止規定がない場合は、市が、これはもうオーケーだと、こういうふうになっていると思ってお

ります。やはりこの建設業の役割というのは大きなものがございまして、町内の経済にも大きく波及をすると、こういうところから、私はこの部分については1回見直してもらってもいいんじゃないかなと、とりわけ京都府も、そういうことになっておるといふふうに聞いておりますが、そのところはどのような動きでございましょう。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 現在の制約につきましては、先ほど申し上げました不適切な入札、あるいは談合を防止するという意味もあって、そういった措置を講じておりますけれども、議員がおっしゃいましたように、近隣の、あるいは京都府の状況なんかも、いま一度、調べてみまして考え方を整理してみたいと思います。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） それでは、一つですね、京都府等の状況を見ていただきまして、早急に、このことはひとつ検討をいただきたいと、このようにお願いをしておきたいと思っております。

それでは、建設課長にお尋ねをいたします。21年度では、この資料の中にも地籍調査のわずかな分が書いてあるわけですが、現在、地籍調査の状況というのは、どのようになっていますか。

議 長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。現在の地籍調査の進捗状況についてでございます。香河地区の1と2というふうな工区があったというふうに思っておりますけれども、1工区日晩寺工区の、現在、閲覧をさせていただいております。こちらのほうにいらっしゃらない地主さんもおられますので、そのところの部分につきまして、現在、同意のやりとりをさせていただいておるといふような状況になっております。

それと、香河の第2工区の部分についてでございますけれども、ここの部分につきましても、現在、すべての測量が終わっております。ただ、閲覧をする場合の、いわゆる準備段階で登記簿の調査をする必要があるだろうというふうに思っております。そのことが、まだ、できていないというふうな状況になっております。

それから明石工区の6工区があったというふうに思っておりますけれども、それについては、まだ、当時のままだというふうな状況でございます。それから、温江工区につきましては、三つの工区があったというふうに思っております。虫本、それから奥手、温江の公民館の付近につきましては、もう地籍調査が完了しておるといふことでございますし、それから尾上住宅がある工区の部分につきましては、もう閲覧が終わっておりますので、いわゆる国のほうに認証の請求をするということになっておりますけれども、再度、この部分につきましても登記簿の閲覧の調査が必要だろうというふうに思っております。

今、専従の職員がいないというふうなことで、こういった登記簿の調査の部分につきまして、今、嘱託の職員も含めてやっていただいておりますけれども、なかなか合間を見てというふうな業務でございまして、なかなか進捗しないというのが、今の状況だろうというふうに把握をさせていただきます。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 新しい政権になりましたから、この国土調査の、地籍調査の方向がはっきりしな

かったわけですが、ようやく、その方法が見えたのではないかなと、このように思っておりますが、旧加悦町の部分にかかわっておりますので、大きな期待があるわけですが、こここのところ、これ今後の進め方というのは、桑飼地域を1日も早く終わっていただく、これはもう当然なわけですが、それから後については、課長としては、どのように考えていらっしゃいますか。

議長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 質問に答えたいというふうに思います。まず、最初に、今、議員がおっしゃいましたように、桑飼工区部分を終わらせることが大前提だろうというふうに思っております。しかし、その後の部分につきましては、残っておる部分が加悦地域の分と、いわゆる、今度、旧与謝村と申しますのか、そちらの部分が残っておるということになってまいります。この部分につきましても、現在、地籍調査でやるというふうな計画で京都府のほうには提出をしております。ただ、時限的な話といたしましては、もう少し、まだ、この桑飼工区の部分が終わっておりませんので、今後、その終わる前の段階で、どういうふうな方針を立てるかということについては、まだきちんとしたことは立てておりません。今、そういうふうな現状の部分でございますので、その部分をまず、最初に完了してしまうというふうなことが大きな使命だろうというふうに考えております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 新しい政権の中では、この部分への補助対象といえますか、補助金も増額をされると、こういうふうに新聞で報道されておりますし、それから委託が、かなりの幅で可能になったと、そういうところから、ぜひとも一つ体勢を組んでいただきまして、この期待にこたえていただきたいと思っておりますが、補助金の額は従来とは、どのぐらいふえることになりますか。

議長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 以前は、多分70%だったというふうに記憶をしておりますけれども、今度新しくなった場合に、どういうふうな補助金の対象になったのかということにつきましては、私ども掌握はさせていただいておりません。ただ、今、議員おっしゃいましたように、新政権になりまして、国土調査法の関係については、国土交通省についても、今までなおざりになっていた部分が、積極的にやっていくというふうな方針に変わっております。

先ほどおっしゃいましたように、委託につきましても従来、やっておった委託よりも、もっと幅が広がったというふうに聞かせていただいております。このことによりまして、京都府のほうも、いわゆる休止の市町村も含めて、こういうふうな啓発の部分について、やっていくというふうなことを聞いておりまして、10月14日だったというふうに思っておりますけれども、与謝野町のほうにも行って、そういうふうなPRをやっていききたいというふうなことをお聞かせをいただいております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） この地籍調査に関しましては、京都府は全国での最下位に近いと、こういうふうに思っておりますので、今度、京都市が着手をされるという新聞報道もありますし、ぜひ、どうぞ前向きにご検討をいただくようお願いをしておきたいと思っております。

それでは、農林課長にお伺いをいたします。まず、21年度の第三セクター加悦総合振興の事業運営の中で、売り上げも昨年より約10%伸びて3,700万円と、この間いただきました決

算書には載っておりますので、非常に努力をされているなど、こういうふう思ったわけですが、その損益計算書を見ますと、売上原価の計算の部分で、いわゆる寄附の棚卸表、仕入高、加工時、それから、期末の棚卸高と、こういうふうにあるわけですが、非常に期末の棚卸高が少ないのではないかなと、私はこういうふうと考えておまして、これを見る限りでは、この損益計算書、ちょっと見間違っているのかなと思ったりするんですが、担当課も当然、課長のもとで分析をされておりますけれども、現状、この21年度の決算につまきして、どのように課長は見ていらっしゃいますか。

議長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。加悦総合振興有限会社の決算につきまして、ご質問でございます。第21期になりますけれども、本年9月31日を期末とします決算につきましては、お手元に配付のとおり、当期の損益としましては280万円余りの損失ということになっておまして、累計の損益では880万円余りの繰越赤字ということになっております。21期の決算の株主総会が7月29日に持たれたところでございますが、売り上げそのものは3,730万円余りということで、昨年に比べましても、延ばしていただいているわけですが、売上原価が非常に高がついていて、いわゆる加工にかかりますコストが非常にかかって、その分、当期の損益に大きく影響を及ぼしているという状況でございます。決して、決算の状況としては、よい傾向にはない状況であろうかというふうに思っております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 加悦総合振興の場合ですね、本来なら前年度が400万円の黒字だと、こういうふうになっておりましたので、21年度は、私は700万円ほどの黒字にならんかと、こういうふうにおっしゃったんですが、ここに疑問があるんですが、このことについて課長、お願いします。

議長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。この加悦総合振興につきましては、社員が1名ということで、非常に、その方に、頑張って原資の調達から営業、そして、販売に至るまで一手にお世話になっておるところでございます。しかしながら、非常に、販売先の確保については非常に難しい状況が続いているということでございます。殊にシルクパウダーの、いわゆる商品の規格、これらについても販売ルートによっては非常に厳しい見方をされるところでございます。なかなか、その商品そのものを販売を拡大していくということが、なかなか難しい。また、売り込もうと思うと、それを加工をして売っていかねば実現しないというようなことから、売り上げは伸ばしておりますものの加工に、非常にコストを要するところのギャップがございまして、伸び悩んでいるというのが現状であろうかというふうに思っております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 課長、今、報告の中で、いわゆる規格についておっしゃいました。課長のほうからおっしゃらないので、私のほうから申し上げたいと思っておるんですが、この21年度、私が聞きました情報では、東京に本社のある、ある会社とトラブルがあつて600万円余りの商品を取り込まれたと、こういうふうにお聞きしておりますが、そういう事実があつたのかどうか、町としてはどういうふうにお聞きされたのか、そこををお願いします。

議長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。シルクパウダー100という商品がございまして、この大きな販売先が大体3社ある中で、そのうちの一番大きな、東京にあります会社との間で、議員、ご指摘のように約660万円余りの損失が生じております。これにつきましては、先ほども申し上げましたけれども、売り込みましたシルクパウダー100の規格について疑義が生じまして、先方と、この加悦総合振興との間で協議がなされまして、最終的には、その660万円余りの売り上げの損失が発生をしたということでございまして、この損失については、この第21期の決算の中で処理をされておりますので、この影響も含めて当期の利益が280万円余りの損失となったというふうにお聞きをいたしております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 私は、どういう経過で、この会社と加悦総合振興が取引をされるということになった状況がわかりませんが、この会社は、いろいろわきのある会社だと、こういうふうに思っております。私は、こういうことは法的にきちんとしておかないと、後で困ることが起きるのではないかなと、こういうふうに私自身は考えておるんですが、そこは株主総会なり、また、課長のほうからの助言はどのようになっておりましたか。

議長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。その会社につきましては、一定、両方の会社で協議がなされまして、総合振興としては660万円余りの売掛金の損失が発生をしたわけですが、その処理において、以降は順調な取引を継続はさせていただけることになったということでございます。

しかしながら、株主総会でのご意見も出ておりましたが、売上金の回収、これは確実にできるような慎重に商取引をするべきだという株主さんからのご意見もございまして、会社としましては、その方向で慎重に対応をされるものというふうに思っております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 私は言いたかったのは要は、そういうことが起きているから今期ですね、赤字になったと、これはもうはっきりそうしておるので、ぜひひとつきちんと会社のほうとも十分調整をしていただきながら、問題が後に起こらないように、それから、私は、もう一つ問題なのは、その商品を、例えば、そういうことがあっても、それを向こうが返さないと、このことがどうしても納得できないわけなんです。会社で、それは了とされたということなら、それはそれであれなんです。どうも、もう一つすっきりしないと、こういうふうに思っておりますが、この会社の運営につきまして、十分に指導をお願いをしておきたいと、このように思っております。

それでは、次に、障害者の関係にかかわりまして福祉課長にお尋ねをしたいと思っております。町は障害を持たれる方々への福祉の向上を目指すということで、いろいろな計画が立てられたり、また、施策が展開をされておる。現在の障害者福祉計画が立てられましてから21年度で4年目であると、こういうふうに私は思っておりますが、大きな目標というのは、これまで町長も再三、言われておりますように、障害のある人が安心して暮らせる障害者福祉の充実を目指す、こういうことになっておると思っておりますが、非常に障害の程度には、それぞれ千差万別でございまして、それをすべてに期待にこたえるということには非常に難しいと思っておりますが、この

21年度の取り組みで、この障害者福祉計画、4年目になるわけですが、その計画から見て、大体重点課題というのが定められておるわけですが、その到達度といいますか、その辺の感じは課長としては、どのように考えられておりますか。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 現在、与謝野町の障害者福祉計画につきましては、第2期の計画ということで21年度から23年度の計画を立てております。こういった中で障害者福祉の到達度というご質問です。大変幅広い部分がございますので、かいつまんで申し上げたいというように思っております。1点、21年度、大きな進展としましては、自立支援協議会という組織がございます。これは京都府のほうもあるんですが、与謝野町では京都府よりも早く自立支援協議会を立ち上げて、そして、それぞれの障害者を支援する法人等が協議を行っていただいております。その結果、21年度につきましては、実際、就労部会等の活動の中で、その就職をしたいという方に対して、実際のハローワークの方によります就職研修でありますとか、また、実地研修等につきまして実施させていただいたというようなことで、実際、障害を持たれた方が就職活動のほうにも力が入ってきたということで、これは先ほど言いましたように、与謝野町にあります支援事業所のご協力なり、また、それを受け入れてやろうという一般企業の方のご努力のおかげだというように思っております。

そのほか、たくさんの項目がありまして、ご承知のとおり自立支援法の中では、平成18年でできたわけなんですけど、これは1割負担、利用料の1割負担ということになっておりますが、現在では大幅な見直しがありまして、あまり利用者の負担がないというようなことになってきております。これにつきましては、国のほうが変わったこともありますけれども、町のほうも、そういった方に対しての支援を行っております。たくさん言いたいことはあるんですけども、また、ご質問の中でお答えしたいと思います。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） この福祉計画のアンケートの中で、アンケート調査とヒアリング調査が載っておりますが、その中から商工会等を中心に障害のある人の雇用の場の広げてほしい。また、現状では学校を出た後の選択肢の幅が非常に狭い。民間企業などの選択肢が多くなるようにとの希望が、幾つか書かれておるわけですが、今、課長がおっしゃいました、いわゆる就職活動に力が入ってきたと、こういうことなわけですが、そこでお尋ねをしますのは、いわゆる毎年のことですが、この決算附属資料、ことしの場合でいいますと139ページに町への就労の実態が記述されています。この数字について課長は、どのように見られますか。

資料の139ページ、ありませんか。総務の関係です。総務の、町が雇用している人の。いや、課長に、福祉課長に聞いておるんです。

これわかっているの、総務課長、これ書いてあるものですから、福祉課長は就職活動に力が入ってきた、入れんなんほうですか、この町が、使っている人の数ですね、このことについて課長は、どう思われますかと聞いておるんです。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 議員さんから福祉課長へというご質問で、私のほうも、これ総務課の関係で、ちょっとノーマークであったわけなんですけど、ご承知のとおり、この雇用関係につきましては、役

場の仕事として何名かを入れております。まだ、正職員としては当然、事業所としてはパーセントに合う比率の方を、障害者の方を正規職員として雇わなければならないということになっておりますし、また、現業職で臨時的に世話になっておる方につきましても障害者の方を積極的にお世話になっているという現状でございます。

議長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） それでは、町長にお尋ねをしたいと思っておりますが、現在、ここに書いてありますように町が雇用しておる人数、障害者の方の人数が書いてあるわけですが、現在は体幹機能で障害を持っておられる方も大変ふえてまいっております、そういう方から、私のところにも、いろいろな意見をいただくわけですが、この表では、いわゆる国は、こういう基準なんだから、町はこれまでやっていますよということではあるんですが、やはり福祉の町としては、少しこれでいいのかなと、こういう思いがあるので、このところは町長、どう思われますか。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） 国の、そうした基準はございます。しかし、町としては世話になれる部分につきましては積極的に、そうした方にお世話になれる、その能力に応じてということがございますので、そうした点も考えながら、雇用をふやしていくという努力はしたいというふうに思います。

議長（井田義之） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 私のほうから少し補足をさせていただきたいと思います。

与謝野町の障害者雇用の関係は決算資料の139ページに上がっておりますように役場、一つの事業所としての役場の法定雇用率2.1%に対しまして、1.58%という状況でございます。現状はそうなんですが、役場といたしましても法定雇用率以上に雇用を進めようということで、この間、ハローワーク、それから障害者の団体等とも相談をいたしまして、実は結果的に継続した就労には結びつきませんでしたけれども、役場の庁舎管理の仕事をお願いをしてきた経過があります。例えば、庁舎管理の関係で申し上げますと、4名の方に面接をいたしまして、雇用をいたしました。しかしながら、途中で、どうしても継続が、雇用できないということで、結果的には、この資料にありますような雇用率になっております。本町といたしましても、そういった方々の雇用を積極的にしなければならないということで、その取り組みは進めておりますけれども、なかなか継続した雇用に結びつかないというには難しい状況もありますので、その辺の事情につきましてはご理解を賜りたいと思います。

議長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 町長から答弁ございました。いわゆる、できるだけ能力に応じた雇用を拡大をしていきたいと、そういうお話をお聞きしまして、この大きな、与謝野町役場というのは大きな働く場でございますので、ぜひとも、国の基準等にこだわらずにお願いできないかなと、こういうようにお願いをしておきたいと思っております。

それでは、次に住民環境課長にお尋ねをいたします。19年度だったと思いますが、この議会でもかなり議論がされましたし、また、文教厚生常任委員会でも、これの中での議論がありました。いわゆる温江に立地をしております企業の関係でございますが、いわゆる地元も公害対策委員会等が持たれまして、いろいろと町も入りながら、きょうまで進んできたと思っておりますが、21年度で、いわゆる公害防止協定の期間が満了したと、そういうことで、この区も、その後を

どうするのかというお話を、いろいろ苦慮されておると、こういうふう聞いておったわけですが、担当課としては、どのような現状ととらまえてありますか。

議 長（井田義之） 永島住民環境課長。

住民環境課長（永島洋視） お答えをしたいというふうに思います。この3月で5年間の公害防止協定の期間が切れたということで、公害防止協定と、それから会社の廃棄物処理の営業許可の期間が切れたということで、それを継続するかどうかという許認可を京都府のほうに、保健所のほうにされたということです。法的には公害防止協定は一たん結ばれていますので、そのことが、5年間切れたから、もう1回結び直さんなんか等々かというようなことはないということでございます。それで、この間、地元の中で協議を重ねていただきまして、確かに、まだ、全面的に環境が改善をされるというような状況にはなっていないということながら、会社のほうも設備の改修をされて、改善が進んでおるということを踏まえて、不十分ながらも工場が営業を、もう1回していくということについて、地元としての同意をされたということでございます。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） それでは、今後も町は地元の要請にこたえる格好で、そうした場に入って、いろいろと指導をされると、こういうふうに理解してよろしいですか。

議 長（井田義之） 永島住民環境課長。

住民環境課長（永島洋視） 毎年1回、その会社とは会議をやっておりまして、それは地元なり、会社のほうからの呼びかけで、大体夏ごろの時期にやらせていただいておりますが、その会議には必ず町のほうは出席はさせていただいておりますし、日常的に地元からのご意見や要望を受けて、どう対応していくかということにつきましては、相談をしながら進めておるということでございますので、指導権限はございませんが、ともに生活環境を改善していくということで、今後につきましても取り組んでいく必要があるのではないかとこのように思っています。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） それでは、もう時間がございませんが、教育長に1点だけお尋ねをしておきたいと思っております。いわゆる加悦町役場の旧の庁舎ですね、これが現在は2階が活用できないということになっておるわけで、私は、これは、いわゆる耐震の関係で、これが使えないんだなど、こういうふうに思っておりましたところが、この21年度に発行されました与謝野町の文化財年報を読んでみますと、いわゆる、そういう記述は出てこないわけですね。いわゆる2階の部分については準備ができていないことから、一般の当面、立ち入りを制限している、こういうふうにして書いてあるんですが、ここはどんな展示でもあるということで、きちんと私は展示をして、一体的に活用をしていくというふうに言う必要があると思うんですが、そのところは、どちらが正しいというふうに理解したらよろしいか。

議 長（井田義之） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えします。旧町からの引き継ぎの関係もございまして、推進課長のほうに答弁させますので、よろしく願います。

議 長（井田義之） 土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） 旧加悦町役場ですが、2階については、私も制限のほうはさせていただいておりません。活用については、今までは旧役場の資料が2階のほうにございましたが、その耐

震の関係で制限をしているというようなことではありません。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） そうしますと、現在、入っておられます観光協会が自由に使われたらいいと、そういうふうに理解をさせていただきます。よろしいか。

議 長（井田義之） 土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） 2階の使用については、また、いろいろな手法については教育委員会と調整をさせていただくという形になると思います。観光協会さんのご希望があれば、また、調整はさせていただくということでございます。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） それでは、もう1問だけです、教育長に質問をしますが、私は、ことしの春の予算の中で、いわゆる中学校に朝日新聞と京都新聞が2部入っていると、このことについてお尋ねをいたしました。教育長、たまたま、その日、欠席でございましたので、課長のほうからは要望があるから出していると、予算をつけていると、こういうお話があったのですが、私は、その前段に、いわゆる与謝野晶子文学賞を産経新聞と共催をしておると、そのことから、私は産経新聞が予算で取れないとおっしゃるから、そういうふうに聞いたんですが、そのところで中学校に聞きますと、いや我々は変わる以前から、こういうことになっておったので理解ができない。そんなふうには言うてないと言われるんですが、そこはどうでしょうか。

議 長（井田義之） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えします。学校側の購読しておる新聞について、教育委員会から特に指示や指導等はしておりません。学校の判断に、その点は任せております。以上です。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 予算のこともありますので、そのところはぜひ、私は考えていただかないかんの違うんかなと、橋中が入ってないんですね。それぞれ聞いてみますと、そういうお答えだったので、皆、先生方に聞きますと、私がくる前から入っていたので当たり前だと思ったと、こういう答弁でございまして、私は非常にちょっと不満なんです。一方では、そういうふうに町長も非常に共催団体のものしか取れないと、しかし、片一方ではどうでもいいものが取られておると、こういう気がするのですが、ひとつ検討をお願いします。終わります。

議 長（井田義之） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えします。先ほど申し上げましたように、学校の判断で、従来から新聞等は購読しておりますので、殊さら、こちら側から、この新聞を取れとかいうようなことは、これは差し控えたいと、あくまでも学校の自主性に任せたいと、そのように思っております。以上です。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

1 6 番、今田議員。

途中でちょっと悪いけど休憩を挟みます。今、休憩すると後が長くなりますので。

休憩します。10時40分まで休憩します。

（休憩 午前10時27分）

（再開 午前10時40分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、質疑を続行いたします。

土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） 勢旗議員さんのご質問の中で、少し説明不足でありましたので、説明させていただきます。

旧加悦町役場の庁舎の件でございます。合併前に土木事務所のほうからの指導が入りまして、あの建物は耐震診断、したがって、耐震工事もやっていないということで100平米未満については使用可能だというような指導が入っております。したがって、100平米以上についての不特定多数の方の出入りについては、遠慮していただいているというようなことでございます。

2階の会議室ですか、議場の関係ですが、ここについては、ものを置いてもらっても別にいいと、構わないと、ただし不特定多数の方が出入りするのはいくつかないというような、土木事務所の方から指導が入ったという経過でございます。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） それでは、決算質疑、3回目をさせていただきたいと思っています。2回目の質疑のときにコミュニティバスの関係で吉田参事にもお伺いをいたしました。いわゆるフリー乗降区間ですね、どこでとまって乗りおりしてもよいという区間というのはあるわけですが、それはいわゆる公共交通が走っているところまで出てくる。いわゆる交通量が少ない、いわゆる不便地域を走っている地域が恐らくフリー乗降区間になっているんだろうというふうに思っています。その区間は何か大目に見ていただいて、無料の検討をしていただけないかなというふうなお願いといたしますか、私の意見を申し上げたのですが、それは公平性の観点からできないという答弁だったんですけれども、もう少し申し上げようかなというふうに思ったんですけれども、少し遠慮をしまして、あのときは、発言を控えさせていただきました。私に気が弱いということもありますので、その辺は十分ご理解をいただきたいというふうに思っています。

だれもかれも無料というのは、少し無理があるのかなというふうにも思っています。しかし、今回、小学生が通学に使うというふうなことになりました。1日200円です。20日行きますと4,000円、かなりの親御さんの負担、2人やるとかなりの金額になってまいります。小学生の通学、あるいは中学生も含めてコミュニティバスの乗車というのは無料ということにするのが一番、私は解決方法としてはいいんではないかなというふうに思いますので、もう一度ご答弁をお願いします。

議長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えいたします。今田議員さんのお気持ちもよくわかるわけですが、その通学にバスが使えるという交通不便地区、これはたまたま、その時間帯に、そこを走っているところだけしか使えないということでございます。他にも交通不便地区がございまして、かなり家から学校までが遠いと、徒歩で通学するという子供たちもいます。そういった人たちの要望まで満たそうと思えますと、今のバスの台数では、とても対応ができないという状況でございまして、たまたまそこを今、通学に合うようにバスが走っている地域しか走れないというところがございまして、公平性の、私どものバスを走らせる立場といたしましては、公平性の観点からいいますと、ご理解をいただきまして、料金をお願いしたいというのが気持ちでございます。よろしくお伺いをいたします。

議長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） 町長に伺います。町長はこの町のトップでありますし、公共交通会議の、いわゆる会長も務めておられるというふうに聞いています。そういう関係から、今、私が発言させていただいたことについて、どのようにお考えですか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今の件につきましては、今、吉田参事が答えたとおりでございます。

議 長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） 今の今、申し上げて、はいそうですかということには、恐らくならないというふうに思いますので、今後、ぜひそういう機会をとらえていただいて検討もしていただけたらと、いただけたらじゃない、いただきたいというふうに思っていますので、よろしくお願いをしたいというふうに思っています。

教育長が昼から欠席だということですので、途中になりましたので、もう少しだけお伺いをしたいというふうに思っています。四つの問題点、私自身が疑問に感じていることを申し上げました。公民館の費用については応援するのが当たり前だというふうな答弁だったんですけども、100、ゼロというのはいかがなものかと、例えば、2割なり3割、定額でもいいです。1万円でも2万円でもいいですけども、それをすべての公民館に、いわゆる払うと、そして、活動されたところについては教育長おっしゃるように100%、応援する意味も含めて100%を出すんだと、これならある程度、理解ができるわけですけども、私は理解ができませんので、その部分を、もう少し説明をしていただけたらというふうに思っています。

四つのことを申し上げまして、やっと一つだけ教育長と話が合うといえますか、意見が合ったなというのは、公民館主事の、いわゆる報酬は低過ぎるというふうなことが答弁の中にもありまして、私もそう思っておりましたし、教育長も、そのようにご答弁をいただきました。そう思っておられるのであれば、その解消に努めていただきたいというふうに思っております。まず、ここまでお世話にしてください。

議 長（井田義之） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えいたします。まず、公民館活動に取り組んでいただいている公民館につきましては、光熱費、水道、それを町持ちということにしているわけでございます。それは昨日、答弁いたしましたとおり、その一つの事業を推進していく場合には多くの、ほかの公民館ではなしに、ほかの例えば、昨日も問題になっておりました農林の関係のやつでも、一つの施策を推進し、そして、それを定着させていくためには、やはり何らかの補助金だとか、それから、助成金だとか、そうしたものはつけられていきます。そして、それをパイロット事業のようにして、そして、それを定着させていこうというのが施策だと、そのように思っております。したがって、公民館活動におきましても、やはり私も事業を、有効な施策だ思っておりますので、それが定着していくために、そのような補助でなしに、助成をさせていただいておると、以上でございます。

それから、主事の手当の問題でございますけれども、それはまた、昨日、答弁いたしましたように、すべての地区公民館で公民館活動に取り組んでもらいましたときに、その暁に、やはり検討していくと申しましたけれども、それが一番一つの契機だと思っております。いましばらくお待ちいただきたいと、そのように思っております。以上です。

議 長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） 昨日も答弁をいただいたんですけども、公民館活動というのは、地域のコミュニティの醸成だと、そのことを発展させていく、充実させていくと、このことが大事だという教育長のご答弁をいただいたというふうに思っておりますけれども、私は、もう少し発展があってもいいんじゃないかなというふうに思っています。それはどういうことかといえば、今、本当に少子化問題でありますとか、高齢化社会、そうして環境もそうです。防災もそうです。ゲリラ豪雨が降ったり、いつどこで大雨が降ったり、どうなるかわからない、こんな状況の中で、人々は不安をいだきながら生活を送っています。そういう不安解消、いわゆる地域の課題を少しでも解決していく、そして、少しでも安心感を得られるような地域づくり、社会づくりに貢献していく。そういう取り組み、そういう施策、そういうものが、もう少し、私は足りないのではないかなというふうに思っておりますけれども、教育長は、どのように、その部分についてはお考えでしょうか。

議 長（井田義之） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えいたします。答弁が長くなるので差し控えさせていただきましたけれども、今、公民館活動に求められている、その一つの役割、つまり不易と流行という、その流行の部分です。時代の要請という、それが地域のコミュニティづくりでございます。なぜ、コミュニティづくりが必要かというのは、先ほど議員さんが申し上げられたような時代の課題があるわけです。それにこたえていくというのが地域コミュニティづくりなんです。したがって、そのコミュニティづくりの一つの核に公民館活動がなっていくこと。そして、昨日も申し上げましたけれども、それだけでは各地区、各区でございますけれども、ではいきませんので、区の行政ですね、それらとタイアップする形で公民館活動を活用していただいたら、私は結構かと、そのように思っております。以上です。

議 長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） コミュニティの醸成の中から、そういった問題点を解決できるのではないかなというふうな答弁だったと、私は今、聞かせていただきました。しかし、確かに、そういう部分もあるんだろうというふうに思っておりますけれども、もう少しはっきりした道筋といたしますか、位置づけといたしますか、そういうものがあってもしかるべきではないかなというふうに思っています。

もう3年ほど前になりますけれども、丹波市に、私は公民館活動で視察といたしますか、勉強させていただきませんかということでお伺いしたことがあります。そこは大変大きな市でございますので、いろいろな施設があり、それから中央公民館を中心にして、その分館でも、分館というのが、その旧町単位です。そういう意味からいいますと、この与謝野町でやっている公民館活動とは、少し規模が違ってくると、こういうことは確かにあるんだろうというふうに思いますけれども、はっきりと、その中で位置づけといたしますか、目標設定をされているんですね。それは何かといたしますと、人権意識を高める学習活動、これは健康でありますとか、高齢化社会、それから、環境でありますとか、いろいろな部分で、みんなで勉強して課題を解決できないかなというふうな部分でございます。

それから、自治能力を高める活動ですね、それは何かとといえば、スポーツ大会をするだとか、あるいは運動会をするだとか、それから文化祭をするだとか、そういうことを中心にして公民館

活動の推進をされています。このねらいは何かと、それは自助、共助、公助の精神なんですね。そのことをもっと発展させたい、充実させたいと、こういう思いからの、私は施策ではないかというふうに聞かせていただきました。できるだけ行政の関与を縮小しながら、地域の住民自治意識の向上を図っていく、それから、地域主体による課題の調整や解決が図られる体制整備、それから自発的な、自立的な参画と協働です。こういう形で丹波町は公民館活動を進めておられます。しかし、全然、今、教育長から答弁をいただいたり、この町の形とは職員体制が全然違うんですね。正職員を実に21人も配置をされています。そして、嘱託を9人、雇われて、30人体制でフォローをしながら、そういうまちづくり、地域づくりを推奨されていると、こういうところに生かしていただいて、短い時間ではあったんですけども、勉強させていただく機会がございました。

そういった意味で、もう少し、先ほど申し上げました自治意識、自分たちの問題としてとらえ、それを一步でも二歩でも解決していくと、そういう方向が気薄ではないかなと、希薄ではないかというふうに私は感じておりましたので、今、質問をさせていただいておりますけれども、教育長、いかがでしょうか。

議 長（井田義之） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えいたします。確かに議員が仰せのように先進地のところでは、そうしたところまでいっているのはたくさんあります。その意味では、ちょっと途絶えておりますけれども、新町になってから途絶えておりますけれども、以前、旧町のことを言ったら、また、怒られるかもしれないけれども、野田川町では公民館館長主事が同じ自治体規模、人口規模でございますけれども、それらの町の公民館を視察研修に行っております。そして、それぞれのいいところ、それを学んできました。

例えば、先ほど出ました公民館の館長主事の手当の問題なんか、もう何回も言っています。もう聞いてくれるなど、こちら側から言わなければならないような、そんなこともたくさんありました。その意味で、先進地に、やはり学んでいくということは大切だと思っておりますし、それから、今、丹波町の例を挙げられました。これで、議会で今田議員は2回目だと思います。この丹波町の視察の話がされますのは、そのように当町における公民館活動も本当に地域の人、地区の人たちが自分たちで、そして、その自治活動とタイアップして、そして、活動を展開してくれることを願っております。そのために、我々行政として、どれだけの支援ができるかということも確かに課題であることは事実でございます。それらについても視野に入れながら、本当に地域に生きた、根差した、公民館活動を目指していきたいと、そのように考えております。

例えば、ちょっと批判もございましたけれども、委託事業の中で三つの柱を必須講座ということでも設定させてもらっております。人権青少年の健全育成にかかわること等をね、それも一つの公民館活動の目的を達成していくためのよりどころとして設定させてもらっておる講座でございます。いずれにしても、当町におけます公民館活動、また、ある意味では緒についたばかりということも言えます。どうか公民館活動が、そうした先進地の活動と肩を並べ、そして、さらに乗り越えていくような活動になりますように、議員の皆様方にもご指導、あるいはまた、御支援のほうをお願いする次第でございます。以上です。

議 長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） このことばかりやっておっても、次、予定している質問があるのであれなんですが、このことについて町長に伺ったことがございませんので、町長のご意見も伺いたいと思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 当町の中で、既に公民館活動を開始しておられますところは、その視察に行かれたところのように立派な形ではないですけども、先ほど言われました人権だとか、学習だとか、それから、いろいろと必須科目となっておりますことをやりながら、区と協働しながら既に行っておられます。遠いところを見に行かれるのも一つかと思えますけれども、町内の、そうした既に公民館活動をしているところのお互いに交流をするような、そういうことも、むしろ急務ではないかなというふうな感じがいたします。せんだつても、例えば三河内地区も夏で、夏まつりを久しぶりにされましたけれども、その前段には災害フェアのような形で実際に災害に遭われた方の、阪神淡路大震災のときに非常に、怖い目に遭われた方のお話を聞いたり、あるいは、それはもう子供たちから大人も全部、だとか防災の、そうしたいろいろな展示をしたりだとか、それをして、その後、夜、夕方からは夏まつりのような形でやっておられます。ですから、工夫をすれば、あれとせんなんということではなしに、やはり、その地域にとってやっぱり一番課題となるようなことを、まず集まって話をし始める、そこからが出発だというふうに思います。確かに、それぞれのかかわりの中で完璧な、そういう公民館活動ができているかといえば、私はそこそこいっているのではないかなというふうに思っておりますし、与謝野町流の、そういう公民館、一定の基準はきちんとしなければなりませんけれども、公民館活動というものを与謝野町流に考えていけばいいんだというふうに思っております。目的はどういう形にしろ、地域のコミュニティがお互いにしっかりときずなをつくっていく、その中で自分たちの課題を解決していく、平たんな、平易な言葉で言えば、そういうことだというふうに思っておりますので、あまり上段に構えずに、まず、やってみるという話し合いを持つところから、ぜひ進めていただけたらなというふうに思っております。

議 長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） 町長のおっしゃることももつともだというふうに思っておりますけれども、この要項を、委託事業の要項を見せていただいても、町長、今、ご答弁いただきましたけれども、その地域の課題解決に向けてのスタートラインに立てるような要項だとは、私は思えにくいので、思えない部分もありますので、もう少し先を見た、そういう道筋も必要ではないかというふうな思いで質問をさせていただきます。

それでは、時間がどんどん進みますので、次の質問に行かせていただきたいというふうに思っております。農業問題です。農業関係、非常にことは豊作だということで、農家の方も、その豊作を喜んでいいのかわからない、そういう状況だというふうに思っております。この間、ある新聞に、農業人口が非常に減っているというふうな記事が載っておりました。2005年から比べますと75万人、260万人減っているというふうな記事が載っておりました。そして、平均年齢も60歳を超えているというふうなことでございます。

京都府では3,000人、農業人口就労者が減って、今2万3,000人、これは2010年ですね、2万3,000人になったというふうに、ある資料で見させていただきました。そして、

農業人口に占める割合ですけれども、60歳以上が73.7%、全国平均は69.1%ですから、京都府の農業就労者の高齢化というのが進んでいるというふうに思っております。それから、39歳以下の方がどれだけ農業に就労されておるか、これは実に9.8%しか京都府には就労者がいないと、こういう現状であります。そして、耕作放棄地は実に889ヘクタール、近隣では福知山がトップです。206ヘクタール、宮津が157ヘクタール、京丹後が141ヘクタール、これがベスト3、ベストといいますかワースト3です、京都府の中では。与謝野町は4.2ヘクタール、これは京都府の中では18番目に入ると。それから、獣害による農作物の被害というのは、実に年間5億円、被害量は2,500トンに上がっています。農業集落数は1,703集落、京都府にはあるとそうですけれども、実に、その60%に当たる1,040集落が、いわゆる中山間地域、そういう地域に位置しているというふうに、ある統計で見させていただきました。そして、その人たちは何で生活できていたかといいますか、もちろん農業収入もそうですけれども、働きに行く、いわゆる農業外収入を得て、その地域で暮らしておられたというふうな部分もあるのですけれども、この不況の中で非常に、そういうことも厳しくなってきたというふうな京都府の現状があるのだというふうに思っています。そういった現状を農林課長は、どのようにとらえておるかということをございますけれども、命の里というのがスタートをいたしました。これは今の、その京都府の現状を踏まえて、山田知事さんが肝いりで、この事業をスタートされたというふうに聞いています。議会の答弁の中でも農林課長は新しくできるリフレとの強調、協働や、そして、連携を命の里や、そういった農業団体と深めていくのだというふうな発言もたびたびされております。この今、農業の現状をどう見ておられるか。そして、これの発展というのは、リフレのことにも関係しながら、どういうふうにお考えなのか、お聞かせをください。

議長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。議員、ご指摘のように当町におきましても、農業を取り巻く状況というのは非常に厳しいものがあるのではないかとこのように思っております。一つには農業者の減少、また、高齢化、こういった問題は当町も同じでございます。また、今、まさに秋を迎えておりますけれども、米価の下落ということもございまして、農業者にとっては非常に厳しい状況が続いているかというふうに思っております。しかしながら、こういう中で、農家の皆さんも何とか歯を食いしばって、自分の生活が少しでも向上できるように、いろいろなことに取り組んでいただいているというふうに思っております。

命の里事業と、それから地域の問題についてお尋ねでございますが、命の里事業の特徴と申しますのは、これまで、ややもすれば一つの集落単位に支援がなされてきたということはございましたが、この命の里事業については複数集落が連携して一緒に取り組んでいただくことを条件となっております。したがって、滝、金屋地域の連合組織をつくっていただいて、一つの集落ではなかなか弱体化して活性化できないところを、複数の集落が一緒に取り組んでいただくことで、一緒に活性化を図っていかうかということでもあります。殊に、その両地区にはリフレかやの里がちょうど、その境にございまして、やはりそこが、あの地域の拠点としてあるということですので、今後、リフレの再開をいたしますのに合わせて地域との連携、連帯というものが不可欠であろうかというふうに思っております。地域も、それを望んでおられますし、また、新しい指定管理者も、それを望んでいるところですので、町としましては、それを側面的にバックアップさ

せていただきまして、何とかリフレの拠点に両地域が、命の里事業の取り組みと相まって活性化できるように、今後も支援をさせていただきたいというふうに考えております。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） もう時間がありませんけれども、農林課長、二つお伺いします。命の里で昨年、ハード事業がありました。そのときに農道舗装、水路改修、あったんですけども、地元も20%負担をして、やった事業ですけども、あれ舗装の場合は、すべて、そういう大型、いわゆる建設業者といいますか、そういう部分の方が入札をされたんですね。その舗装と路盤工事は分けて発注してもらえないかという意見は、たびたびあったんですが、そこはどうだったんですかと。

それから、農業を維持していくためには新規就農を欠かせない、来られるんですけども、どうも住宅が難しい、確保が難しいというふうな声を聞いています。そのことを、どうお考えかということですか。

それから、町長にジャパンカメラリアがあったんですけども、椿まつりのことが大きく載ってまして、町長が、いわゆる椿サミットに意向を表明されたということなんですが、もう一度、その件について答弁をお願いします。

議長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。命の里事業に取り組んでいただいております中で、ハード的には農道の舗装事業を中心に地元からご要望のあった路線を舗装をさせていただいております。地元も20%のご負担をいただいているというものでございます。舗装に当たって路盤と、それからアスファルトの分離発注ということのご指摘でございますが、基本的に舗装といいますのは路盤あつてのアスファルトでありますので、その責任を、分担を区切ってまいりますと一定の舗装強度というものに、異義が生じた場合に、責任も問にくいというようなこととなりますので、路盤、アスファルトとも同一業者でさせていただくのが通常でありますし、そのようにさせていただきだろろうというふうに考えております。

それから、新規就農者の方の住宅の問題でございます。これはご指摘のとおり、いざ住まいを探そうと思っても、なかなか難しい状況にあります。町内では空き家もたくさんあるわけですけども、改修しないと、なかなか住まいにすることができない。あるいは空き家になっておりまして、第三者に貸していただくというのは、なかなか難しいということがございまして、大きな課題ということになっております。このことにつきましては、今、抜本的な解決策というのは、残念ながら持ち合わせしていませんけれども、地域の方々とじっくり、いろいろとご相談をして、いい知恵を出していただきながら、何とか住宅の確保をしていくというふうに考えていかなければならないのかなというふうに思っているところでございます。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） まだ、椿サミットに行かせていただく、今回どうということについての情報が、私自身に、まだ、入っておりませんのであれですけども、そういう機会があれば、気持ちは提案させていただきたいというふうに思っておりますけれども、協議会等におきまして、開催については、ですけども、この中でも申し上げましたように、一定のやはり受け入れるための整理が必要だというふうに思いますし、そのことについても、今、直接、千年ツバキのところは今、

改修をしたりしております。そのほかにも町内的な運動として、やはりそれを盛り上げていくような、まず、そうした仕掛けが大事ではないかなというふうには思っておりますけれども、それについては具体的に、まだ、一步が踏み出せておりませんので、そうした思いは変わりませんが、今後については、もう少し地元とも相談したり、あるいは庁舎内でも、もう少し調整がさせていただきたいと思っております。

議長（井田義之） これで、今田議員の質問を終わります。

16番（今田博文） 町長、また、見ておいてください、93号です。

議長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。
6番、宮崎議員。

6番（宮崎有平） それでは、決算認定の質問をさせていただきます。

総務課長にお伺いいたします。決算資料の141ページの(19)常備消防組合負担金についてお伺いいたします。負担金が3億9,262万円という4億円弱の高額な負担金になっておりますが、消防活動は住民の生命と財産を守るために大変重要な業務でありますので、これも必要な額であるとは思っております。しかし、全体の48.95%が、与謝野町の負担割合になっておりまして、約半分に近い負担をしておるわけですが、宮津市と伊根町の負担割合は何%になっておりますか、お伺いします。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） ご質問にお答えをしたいと思います。常備消防につきましては、均等割と人口割10%、それぞれ90%ということになっております。ちょっと今、計算をすればよいわけですが、与謝野町が3億9,262万円という決算でございます、伊根町が6,666万4,000円、それから、宮津市が3億4,276万円ということになっております。ちょっと率をはじけばよかったですけれども、額で申し上げました。よろしくお伺いいたします。

議長（井田義之） 宮崎議員。

6番（宮崎有平） 私のほうで聞かせていただいております数字が、宮津市が42.74%、伊根町が8.31%であるように聞いております。この割合が、私は不公平があるのかなというふうに感じておりまして、与謝野町には加悦谷分署がありまして、伊根町には橋北分署、宮津市には本署と宮津分署があるということになっておるんですね。今の、この体制が、負担割合に見合った消防体制、消防設備がなされていると思われておるのか、ちょっとお聞きします。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 宮崎議員のご質問にお答えをしたいと思います。今、この負担の額が現状と合わせて妥当というふうに思われるのかというようなご質問だったと思います。人口でまいりましたら、そうでございますけれども、宮津市、伊根町、それぞれ面積的なこともございます。あの広い中で施設を持っているということもございます。与謝野町につきましては、面積的にはコンパクトな中で本署も与謝野町に近い、それから、加悦谷分署も持つておることでございます。これらにつきましても、今までの中で、こういった割合で決まっております。そうしたこともありまして、適当か適当でないかというところのコメントは、私からは差し控えさせていただきますというふうに思っております。

議長（井田義之） 宮崎議員。

6 番（宮崎有平） 先ほども答弁の中に本署の位置がね、与謝野町に非常に近いところにあるということでしたので、宮津、与謝郡の全体の位置としては特別悪くないのかなというふうには思っております。その点で文句を言うこともないのですが、私がおかしいと感じるのは、宮津与謝消防組合の議員の数が不公平ではないかと思うんです。与謝野町の負担割合が一番大きいのに議員の数は6人、宮津市は8人、伊根町は2人というような形で今、行われておりますが、なぜこういうふうなことになっているのか、お聞きしたいと思います。

議 長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 宮崎議員のご質問にお答えしたいと思います。一部組合につきましては、議会を持っております。その議会の中で構成についても決定されております。私のほうから、行政から物申すということは、ちょっといかがかと思しますので、控えさせていただきたいと思っております。

議 長（井田義之） 宮崎議員。

6 番（宮崎有平） わかりました。これは私は、どうにも不公平だと思いますので、町長はどのように思われますか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今、課長から申し上げましたように、与謝野町の中で論議すべき話ではなしに、別の一部事務組合ですので、一部事務組合特別地方自治体になるんでしたかね。特別地方公共団体でございますので、その中で論議されるべきことでございますので、私からは、今この場で、そうしたことについての論議は差し控えさせていただきます。

議 長（井田義之） 宮崎議員。

6 番（宮崎有平） よくわかりました。私は消防議員の中に入っておりますので、それはそちらのほうで頑張らせてやっていただきたいと思います。以上でございます。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

5 番、塩見議員。

5 番（塩見 晋） 2遍目の質問をさせてもらいます、決算認定につきまして。

前回、給食費のことを少しお伺いしたんですが、その後、担当のほうからまた、補足的に聞かせていただきました。いろいろなことを聞いていく中で、若干疑問に思えることが出てきましたので、再度、その部分についてお尋ねしたいと思います。

まず、前回、お聞きした中で、賄いの材料費代が、ほぼ給食費で賄っているという状況になっているということ。それから、給食費は実費を集金しているということ。21年度は400円の値上げをしたということ。それから、21年度は補正と専決で1,344万円の減額になったということは、一応お聞きしました。その中で、実はそれを聞いて一つわからんことが起きたのが、その400円の値上げということなんです。先ほども言いましたが、給食は実費の集金ということですので、400円を値上げしておっても、結果的に保護者の払われる給食費代というのはふえていないというふうには決算書から見るとわかってきたんですが、であれば、なぜその400円の値上げというものがあつたのかなというのが、ちつと疑問になりましたので、お尋ねします。

議 長（井田義之） 鈴木教育次長。

教育次長（鈴木雅之） 塩見議員さんのご質問でございます。平成21年度から、今、ご質問の中に申されましたように400円の値上げをさせていただきました。これにつきましては、経過といいま

すか、背景がございまして、平成20年度の折でしたか、小麦等の高騰がありました。そういった部分がありまして、このままの状態では、なかなか給食を調理する、賄うことができないだろうと。それで平成20年度の、例えば年度途中からでも引き上げを考えさせていただこうかなという現場の声があったわけですが、年度途中から引き上げということではなくて、一応、新しい年度からということで新年度の21年4月から400円の引き上げをさせていただきまして、月額4,300円、小学校の場合ですが、そういった給食費を設定をさせていただきました。

それと給食費そのものにつきましては月額で4,300円という定額を決めておりますが、年度末で精算をしております。例えば、学校でいろいろな行事がありまして、給食を食べていない日ですとか、前回は申し上げましたが、インフルエンザ等で閉鎖等がありましたら当然、給食は食べないわけですから、そういったものは3月の給食の徴収するときに、その学校ごと、あるいは学年ごとということに精算をさせていただいております。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 今おっしゃったように、結局、保護者が支払う給食というのは、そんなに前年度と変わっていないような額に決算上はなっているように思いました。若干しか上がっていないんですが、今おっしゃったように小麦の高騰があって、その不安で400円の高めの給食費の値上げということをしたということですが、400円の値上げというのはの相当な金額でして、実質ですよ。実質、保護者が払われていないので、その部分については負担がふえたということじゃないんですけれども、そのかなりの額の値上げをしたということは、値上げができるようにしたということなんです、僕から思うと、ということは上限のリミットを高く上げておいて、どんなことがあっても、その事業の運営がやりやすい方向にしておくのかなというような気がちょっとしたわけです。中でいろいろな光熱費とか、食糧の賄い材料も一生懸命頑張って多くならないようにしておられるという事実は十分認識しておるんですが、あまり高いところを設定してやると何か予算が結構あるから楽に、ある程度上がっても楽にやれるんじゃないかなというような気が起きはしないかなということ、ちょっと疑問に思いましたけれども。その点いかがでしょうか。

議 長（井田義之） 鈴木教育次長。

教育次長（鈴木雅之） ただいまの塩見議員さんのご質問でございますが、その400円の引き上げの背景は先ほど申し上げました。そういった社会情勢といいますか、そういう高騰、小麦なんかの、そういったものが、値上げといいますか、単価が上がってきましたので、当然、小麦等につきましてはパンそのものにも影響ができております。そういったことで実際に、その実費で賄っておるといっても、せんだつても申し上げました。ですから、その給食費の、この単価、月額の代金といいますか、給食費そのものが3,900円から4,300円に引き上げをさせていただきました。だから、4,300円ですればいいと、月額4,300円になるように給食費を賄ったらいいんだというような、そういう考え方は現場としては持ってはおりません。ただ、一定の児童・生徒の、前回でしたか、食育の問題も触れられました。食育は給食センターの、学校給食だけではないわけですが、児童・生徒の栄養といいますか、カロリー計算といいますか、そういった基準も守っていくということもございまして、その中でやりくりをさせていただいて、そ

の単価におさまるような形は学校給食の場合、調理をさせていただいておりますが、その引き上げたから幾らでも、賄い材料を仕入れて、そして、やっていったらいいんだというような、そういう考え方は持っておりません。答弁になったかどうかわかりませんが、答弁とさせていただきます。

議長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） おっしゃっていることはよくわかるんです。最終的に保護者の方が給食費を、それだけ高く、年間を通して払われているということはないので、それはわかっておるんですが、そうして、今おっしゃいましたように、小麦の高騰ということをおっしゃいました。確かに、そういう部分はあると思いますが、いろいろなカロリーの計算とか、いろいろな部分で、できない部分はあったかもわかりませんが、やはり民間であれば、それをどうされていこうとか、そういうふうなことも一生懸命考えながらやっていくと思うんです。ただ、そういうことを抜きにして、僕は感じたのは、先ほども言いましたけれども、高いところにリミットを設けておけば、事業がやりやすいんじゃないかなというような部分があったんではなかろうかなということが気になって、何度も聞いておるわけですが、そういうことは、僕としては、どうしてもちょっと疑問になるんですけれども、いかがでしょうか。

議長（井田義之） 白杉教育委員長。

教育委員長（白杉直久） 給食費の値上げのご質問ですので、我々、教育委員会会議の中で給食費の値上げに関しましては非常に議論を尽くしました。実をいいますと、今、次長のほうから報告がありましたとおり、平成20年に非常に原油の高騰のあおりに小麦等が非常に高騰したといった事象がありまして、その時点で、もう本当に給食費、本当に大変だと、現実には、例えば、小麦粉よりか米のほうが総体的に安くなったというふうなことでパン食を非常に減らしていただいて、米飯の給食をふやしたといった点も非常にあったというふうに思いますし、給食センターの現場のほうの所長の意見なんかを聞かせてもらいますと、例えば、食育という面でクリスマスとか、そういう行事があるときに、例えば行事食でミカン一つ、デザートにつけてやりたといったのが、もう全くできないといった状況が続いていたというふうなことがありまして、でも、次長、先ほど申し上げましたとおり、年度内だけは何とか我慢してやっていこうというふうなことで、何とか21年度から値上げをさせていただいたと。今、議員がおっしゃっているように、これだけの給食費があるんだから、十分、ぜいたくもするんだというふうな趣旨は全くございませんので、例えば、民間でいう、先ほど言われていた努力というのは、例えば、行事食なんかを減らすと、そういう努力をすると児童・生徒に、今度、被害が来るといった事象になるというふうに思いますので、今回、そういうことで21年度は400円で何とか値上げをしてやりましたけれども、結果的に、たまたまインフルエンザ等で給食をする回数が減ったから保護者の負担が少なかったといった結果になったということでご理解がいただきたいと、かように思います。以上です。

議長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） みなさんが努力されているということは、よく存じておりまして、その給食費が高いとか安いとかいうのじゃなしに、先ほどから言いますように、そういうことがないというふうにおっしゃるんですが、僕が聞いた話の中では、給食費の値上げというのは、そう何度もやれない。だから、10年間ぐらいは、今後、給食費は上げんだもしいぐらいの値段を、今回上げて

おこうかなというような話があったように聞いたんですが、そのようなことはないですか。

議 長（井田義之） 白杉教育委員長。

教育委員長（白杉直久） 教育委員会会議で議論をいたしましたけれども、そういった議論をした記憶はございません。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） はい、わかりました。それではぜひ給食のほうは保護者の負担も少なく、なおかつ栄養の十分ある、食育に十分なるような給食を続けていただきますようによろしくお願いいたしますと思います。

それでは、質問を変えさせていただきます。決算書の73ページから77ページ、各庁舎の管理事業というところで、きょう朝一番に議長もおっしゃいましたクールビズの問題です。昨日で一応、その期間は終わるということでしたが、21年度も、ずっとクールビズを続けておられたと思うんですが、そういう中で、そのクールビズをしたことによって実際どのぐらいの光熱費が要らなかったのかというようなことが、もしわかればお知らせしたいと思います。

議 長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 塩見議員のご質問にお答えしたいと思います。夏のクールビズによるクーラー等の28度までの設定なんですけれども、その件についての効果が幾らあったといった積算、検証はいたしておりませんので、よろしくお願いいたします。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 当然、なかなかそういうものは数値で出るとは思っておりません。クールビズというのは、夏場に環境省が中心になって衣服の軽装化キャンペーンということで、小泉政権下の2005年に環境大臣に就任した小池百合子氏あたりの助言もあってなったと思うんですが、これで一番ちょっと気になることがあります。その中でクールビズを夏季に28度に設定するというので、そのときに推奨されている衣類というのは、新たに購入しなければならないような特別な衣服やノーネクタイ、ノージャケットなど、具体的な衣装を定義したものではない。事務衛生基準を出発点とした温室上下の摂氏28度という温度設定の中でも涼しく効率的に働くことができるような軽装全般を指しているというように、あるところには書いてあったんですが、町長は、このクールビズはどういうものだというふうに理解されておられますか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 28度設定するという事は地球温暖化に向けての消費電力の、そういう消費を控えようということでございますし、ただ、よその町では、その期間は全部ネクタイを外して、半そでというような、そういうところまで規定しているようなんですけれども、うちの町の場合には、前にも言ったかも知れませんが、ネクタイを織っておられるようなところもありますし、その機を織っておられる方たちは何の冷房もない中で織っておられて、役場に来れば28度でも、やはり冷房が入っているということで涼しい。そういうものが、お迎えするときに、やはり失礼のないような、あまり見苦しい格好でないような、そういう形で、個々の判断で、その着る物については決めというものはございませんが、そういう個々の判断ですというふうな指示を出しております。ただ、それはネクタイを外しているからだめだとか、そういう、そんなものもございませんし、やはりそれぞれの判断で行うようにと、そして、大事な会議といたらおかしいで

すけれども、冷房が入っているようなときの会合については、自分の判断で上着を着てもいいし、お断りをして、クールビスという取り組みをしているのでということで上着を、皆さんとともに外させてもらおうと、そういう対応をさせていただいております。

大変中途半端なことになろうかと思えますけれども、その本来の目的は着る、着ないというのは自分の、一人一人の個人の美意識といいますか、そのポリシーがあると思えますので、そこまでは規定はしておりません。お答えになったかどうかわかりませんが、そのことによって温暖化がどうこうということには直接つながらないと思えますので、そのことについては、そういう判断をさせていただいております。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 町長のほうからクールビスというのは、こういう形だということをお伺いしました。我々議員も6月1日の今議会の最初に議長のほうから、きょうからクールビスを始めます。それぞれの服装については、それぞれの責任でやってくださいというふうに我々も聞かせてもらいました。そういう中で、クールビスをされる方、されない方、ネクタイをする方、しない方、先ほど町長、言われましたように、それぞれ自由だと思います。28度に設定して環境負荷を少なくしていこうということには何ら問題はないんですけれども、ただ、町の幹部の職員さんの中には少し、そのことについて間違ったというんですか、ちょっとおかしい考えを持っておられる方がおられまして、私がある会合にネクタイをしていったときに、ネクタイは外してくださいと言われました。なぜですかと聞きましたら、我々職員が横着に思われるというふうに、こういうふうに言われたんですけれども、町長、このことについてどう思われますか。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 私へのお尋ねですが、先ほど、一度答弁が重複するかもしれませんが、この取り組みにつきましては、例えば役場庁舎の出入り口には、そういったお断りをして、それから、一般の町民の方にお集まりをいただくような会合につきましても、会議の案内の中で、この期間はクールビスをやっておりますのでご理解をいただきますようにといったご案内も書き加えております。それから、この期間中に、例えば、時間外で夕方、夜、行っておりました町政懇談会24カ所につきましても、司会を担当いたしておりました私のほうから冒頭、前のほうに並んでおります役場の関係者はクールビスで失礼をいたしておりますというようなお断りをしながら、この期間、いろいろな取り組みを進めてまいりました。今、議員がおっしゃいましたようなことを、実は、私も申し上げたことがあります。それは町政懇談会の場だったと思いますが、区の役員さん、例えば、区長さんあたりが町政懇談会ということで、ネクタイをして正装で迎えていただきました。そのときに、私も、先ほど町長が申し上げたり、塩見議員がおっしゃいましたように、決して強制するものではございませんけれども、役場の職員は、こういった格好ですので、ご理解をいただくということで区の役員さんとか、あるいは、そこにお見えになっております町会議員の方にも申し上げたことがありますけれども、あくまでもご理解、ご協力をお願いしたいというシステムを申し上げたのであって、そうしてくださいと、それから役場の職員が横着みたいだということをお断りし、申し上げたかどうかともわかりませんが、あくまでもご理解、ご協力を賜りたいということでありましたので、中にはいやいや自分のポリシーでネクタイは外さんとお断りするという方もおられましたし、そのことを私が、それ以上申し上げる立場にもありませんの

で、そのまま町政懇談会は進めさせていただきましたけれども、受けとめ方、申し上げ方がまずかったのかもしれないけれども、私の真意としましては、そういったことでございます。

それから、職員に対しましてもクールビズが始まる前段には全職員に通知、通達を出しましてクールビズの期間中は、こういったことに注意をするようにということで服装を初めとして、ほかのことに関しましても、もろもろの注意を喚起をいたしております。

議長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 言った言わない、言わなかったかようなことをここで言っても、他人が聞いておったわけじゃないので、それを証明することはできませんが、ただ、先ほども言いましたけれども、大いに個人の服飾の問題、町長も言われたように、問題だと思うんです。今、副町長がおっしゃいましたけれども、じゃあ議場の中であっても、職員さんもネクタイをされている方もおられましたし、それが我々じゃなくて、町民の方が、じゃあネクタイして来たらどうなるのかなとか、いろいろな部分で非常に疑問を感じましたので、あえて名前を出す気はなかったんですけども、本人がそうおっしゃいましたので、こういう形になってしまいましたけれども。

ぜひ、本質をきちんとわきまえて、やっぱりいろいろな運動はしていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。町長、いかがですか。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） 職員からは、もうどっちかにはっきりしてほしいという、そういう声もございました。しかし、制服があるわけでもないですし、割合、それぞれが、それぞれの考えの中で服装というものは決めるべきだというふうに思いますので、ただ、男性よりも、むしろ私自身は女性の職員に対して、やはり昔ですと、この昔ですとなんて言うたらおかしいですが、ほとんど半そでのブラウス、あるいはシャツで、襟のあるものだったんですけども、今、襟のあるものを探すことのほうが難しいような、そういう時代になっていますけれども、ただ、半そでというか、タンクトップのような格好ではなしに、やはり一定の半そでなら半そでというもので、できるだけ襟のあるものをという、そういうことは今の時代ですので、非常に体に沿ったような、そういう服装が多いので、女性に対する服装のほうが、私自身は気になることが多かったんですけども、そうしたことも含めて自分の良識の範囲内で判断すればいいというふうには、私自身は考えております。

議長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） そういうことで、いろいろな事業につきましては、その趣旨そのものをきちんと理解をしてやってほしいなというふうに思います。

それでは質問をかえます、決算書の81ページ、2款総務費、男女共同参画事業です。資料148ページですが、総合計画の男女共同参画の推進項目で、各種審議会や委員会における女性委員の増加を目指しますというふうにあります。21年度も、この部分についてはいろいろとされてきたと思うんですが、結果がどうだったか、この議場を見ましても、女性の方は町長と事務員の方、議会事務局の方のみで、あとは全部男ばかりでやっておるとというのが現状でして、底辺が広がらないと、なかなか女性の参画ということが難しいんじゃないかなというふうにも思っております。今年の6月2日に開催された総合計画審議会の資料の中には、ともに目指すす謝野町ベンチマーク、この中では18年度、18.1%を24年度に30%以上にする目標で、一応そう

いう設定をしております。21年度は、そのベンチマークの中には、きちんとしたのが書いてなかったんですが、どのぐらいの女性の参画のパーセンテージになっていたのでしょうか。

議長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。ちょっと女性の審議会等の登用状況につきまして調査した数字があるんですがございますけれども、ちょっと本日、持ってきておりません。おりませんが、まだ、30%という、その目標には届いていないという状況でございます。この女性の登用について、いろいろと努力するわけでございますけれども、一定、整理をしなければならぬ問題もあろうかというふうに思っております。今までから慣例といいますか、そういった審議会の委員さんを選出するのに、いわゆる各区長さんをお願いをして選出をするというような事例も多かったというふうに思っております。そういう中で、やはり今まで男女共同参画という概念が、あまりまだ、広がっていなかったという状況の中で、女性にどのような人材があるのかというようなところが、なかなか整理できていないという状況でございます。委員を公募したりすることもあるわけでございますけれども、正直申し上げまして、なかなか公募委員というものはない状況でございます。いわゆる女性の人材バンクですとか、そういったようなことも、一定必要なんじゃないかなというふうに思っております。そんないろいろな問題がございますが、目標に向かって努力したいというふうに思います。

議長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 目標に向かって努力していただきたいというふうに思いますが、野田川町のときは、これは早くから参画の事業はあったように思ったんですが、そのときで、もうそんなに、そんなことで女性がたくさん委員になられたということもなかったように思います。その中で、今、参事もおっしゃいましたように各区でいろいろな人を人選してもらっているというお話でした。一つには各区の中でもやはり見てみますと、女性の区の役員をされている方とか、そういうのがほとんど、少しはあるかもわかりませんが、僕の知る限りではほとんど皆無に近い、そういうような中で、やはり女性は特に家庭の事情とか、いろいろな出にくい環境もあるとは思いますが、区長会あたりでも、そういう女性がいろいろなことに目を向けてもらえる、すそ野を広げるためにも区役員とか、その他のところで大勢の参画がしてもらえるような働きかけを町のほうもしていくべきではないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

議長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。先ほどの質問の中で何%になったかというお話がございましたが、審議会等の女性の登用、平成22年4月1日現在でございますが24.1%という数字でございます。それから、各区等におきましても、なかなか女性の参画が進んでいないということも、これも事実でございます。一定、各地域においても、やはりまず、家庭の意識を変えることということが大事だと思います。男だから、これをしなければならない。女だから、これをしなければならない。女だから、女と男と一緒に住んでおれば男が役に出るのが当たり前だと、そういう意識で今までできております。そこら辺を選択ができるというのが男女共同参画の根本だろうというふうに思っております。そういう中で、今、町報でも四コマ漫画なんかを掲載いたしまして、男女共同参画の啓発をさせていただいております。私の家は努力させていただきまして、男女共同参画で頑張っておりますので、そういった状況になりますようにPRしていき

たいというように思っております。以上でございます。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） ぜひ頑張ってやってほしいと思うんですが、もう一つお尋ねします、最後に。女性の課長さんというのが、なかなか出てこられないというのは、どういう理由があるというか、特に理由があるわけでもないんでしょうけれども、なぜでしょうか。その点をお伺いします。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 特に理由はございません。登用できる人材があれば、登用していきたいというふうには考えております。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 特に理由がないということで、それでは女性の課長さんが誕生することも楽しみにしながら質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

議 長（井田義之） ここで昼食のため午後1時30分まで休憩をいたします。

（休憩 午前11時58分）

（再開 午後 1時30分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、平成21年度与謝野町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、質疑を続行いたします。

1 4番、糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） それでは21年度の決算につきまして、3回目の質疑をさせていただきます。

議長から、質問する前には必ずページ数を言えというて命令されておりますので、ページ数を申し上げますと、決算書の261ページ、出資金です。ことしも出資金の中で3件、減資となっております。一つは丹後地域広域市町村圏事務組合、一つはふるさと産品有限会社、一つは株式会社リフレッシュ丹後という、丹後地区広域市町村圏事務組合、あるいはふるさと産品の有限会社につきましては、これは還元されておまして、雑収入として計上されておりますが、株式会社リフレッシュ丹後はですね。361ページでした。すみません。失礼しました。

リフレッシュ丹後は、3,000万円の減ということになっております。この3,000万円は、いうならば財産の処分、あるいは権利の放棄に当たるのではないかなというふうに思うわけですが、まず、企画担当の参事にお伺いしますが、確認のために。この3,000万円の減資は自治法の96条に該当しないのかどうか、まずお伺いしておきたいと思っております。

議 長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えいたします。3,000万円の出資をして3,000万円の権利を持っていたということでございます。その3,000万円を減資をするに当たって、例えば権利の放棄の議決を得るとか、そういう手続が必要ないかどうかということだというふうに思いますが、自己破産により裁判所の決定による、いわゆる権利の喪失というようになってまいりますので、権利放棄の議案をとらなければならないということにはならないと。

例えば、自己破産する前に裁判所等から照会があって、この権利を放棄しますかどうかという照会があるはずですが、それを放棄する場合には事前に議会の議決が必要だということでございます。しかし、これは、そのときは、その権利を放棄せずに、いわゆる裁判の結果といいますか、裁判所の決定に基づいて減資したということでございますので、権利放棄の議会の議決の対象に

はならないというふうに理解をいたしております。

議 長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） 私もそのようには理解はしておるわけですが、念のために確認といいますが、お伺いをさせていただきました。

今、申し上げましたように、この3,000万円が21年度に、いわゆる財産が消滅しておるわけです。この事態を、町長はどのように認識されておるのか、お伺いをしていきたいというふうに思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） このことにつきましては、町の財産がなくなると、消失したということについては、本当に遺憾なことだというふうに思っております。遺憾であるというふうに思っております。

議 長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） 3,000万円といいますと、非常にこれ大きな金でございます、大金でございます。これがリフレッシュ丹後が自己破産をしたというものもですね、大きな、私は町にも責任があるのではないかなというふうに思っております。

自己破産になります、その経過につきましては途中で報告も、たしか受けたと思いますけれども、最終的な総括がですね、私は議会で報告されたのかなと、私を知る限りではですよ、皆さんがどう思っておられるか知りませんが、私を知る限りではですね、議会で総括がされてないのではないかなと、自己破産に対する、いうふうに思っておりますけれども、その辺はいかがですか。

副町長でもよろしいし、農林課長でもよろしいし、町長でもよろしいけれども。

議 長（井田義之） 答弁を求めます。

浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

株式会社リフレッシュ丹後につきましては、平成21年8月19日に破産手続の廃止が確定をいたしまして、同時に平成21年8月21日に法人登記が閉鎖をされております。このことに至りますまでの経過につきましては、この本会議場でも何度となく経過報告をさせていただいたかというふうに思っています。

議員が言われます総括的なところまでは至ってなかったかもわかりませんが、経過の報告はさせていただいたように記憶をいたしております。

議 長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） 今、答弁がありましたように、途中経過では一部報告があったかというふうに思っておりますけれども、最終ですね、このリフレッシュ丹後の、最終の段階での結果はどうなったのか、私らは、これ知る由もないわけなんです。

例えば、今、言われましたように、私ちょっと調べましたら、1月27日に自己破産の申請をされておるわけですね。2月27日に、その手続が開始された。負債1,200万円ということで、それから5月27日には債権者会議が開かれておるわけですね。そして、7月22日に再度債権者会議を開かれておるんですが、ここら辺からですね、もうわからなくなっておるわけです。

町も直接の経営の責任はないわけですが、と思えますけれども、やはり大株主ですわな。6, 200万円の、たしか6, 200万円やと思えますが、資本に対しての約50%がですね、町の出資金であります。ですから、町も一端の責任が、私はあるのではないかなと、ですから、この3, 000万円の財産放棄については一定の報告が、説明責任が果たされてもいいんではないかなというふうに思えますけれどもいかがでしょう。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） ちょっと私も記憶が確かではないんですけども、この件につきましては確か全協か何かでご報告をさせていただいたというふうに思っています。

14番（糸井満雄） なんで。

町長（太田貴美） 全協で、ご報告させていただいたような記憶がございます。それにしましても、途中の経過につきましては、裁判所から手続がある中では、もう我々としても裁判所の指示に従うという格好になりますので、その間についても、私どもも、どういう形でどうなったかということについては、知り得ておりません。結果については、むしろ新聞報道等で、そういう結果が出たというようなことが後になってわかったという部分がありました。直接、たしか会社のほうから等の報告もなかったというふうに記憶をしております。

議長（井田義之） 糸井議員。

14番（糸井満雄） 今の町長の説明ではですね、町に、そういう最終の報告がないというふうに私は受け取れたんですけども、一番出資が多い、50%も出資しておる町に対して、その結果が報告されないということがあり得るのでしょうか。私は全く、そこら辺については理解に苦しむわけですけども、その辺はいかがですか。

議長（井田義之） 暫時休憩します。この休憩時間を一応2時までよろしいか。2時までとります。その間に議会運営委員会の開催をお願いいたします。

（休憩 午後 1時42分）

（再開 午後 2時00分）

議長（井田義之） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、糸井議員の質疑を続行します。

答弁を求めます。

浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） 株式会社リフレッシュ丹後の破産経過につきまして、休憩時間中に一定書類をひもといております。

経過としましては、少し順序立てて申し上げますと、平成21年1月27日に株式会社リフレッシュ丹後は京都支店宮津支部に自己破産の申し立てを行ったというものでございます。その翌月、平成21年2月17日に破産手続開始が決定をされまして、破産管財人には京都にあります戸田洋平弁護士が決定をされまして、この破産管財人のもとに破産手続が進められたというものでございます。

この時点での新聞報道によります負債総額は約1, 200万円、債権者は約70名ということでございます。その後、先ほども議員のほうからも触れられましたが、2回債権者集会が開催をされております。1回目は平成21年5月27日でありまして、2回目は平成21年7月22日でございます。この2回目をもって破産手続が実質終了したということでございます。

この債権者集会には、当然、町も出席をいたしております。結果、株主に対する配当及び債権者に対する配当は一切なしということでございます。こういった経過の中で、いつの定例会、あるいは本会議であったかというふうに思いますが、私のほうからこの場で、そういった経過と、それから破産をし清算された、その状況を報告させていただいた機会があったかというふうに思っております。当時から株式会社リフレッシュ丹後が、株式会社ファーマーズライスに2,000万円を出資をしておりました。この2,000万円の出資がファーマーズライスの経営にリフレが破産することで、大きな影響が及んだりしないだろうかということが非常に大きな心配で、当時あったわけですが、このリフレッシュ丹後がファーマーズライスに出資しておりました2,000万円の株についても、この破産手続の中で整備がなされまして、裁判所のほうが決定をされました額50万円で、ファーマーズライスの役員さんが購入をされ、整理をされたということがございます。

このことを、この本会議でもご報告をさせていただいたやに記憶をいたしております。そういった中で一定経過なり、清算の結果についてご報告をさせていただいたかというふうに記憶をいたしております。また、管財人のほうから、町に対する説明と申しますか、そういったものは、この1回、2回の債権者集会の中で経過なり、清算の方法、これらが説明があり先ほど申し上げましたような内容であったかというふうに思っております。文書等は届いておりません。

また、株式会社リフレッシュ丹後の会社のほうから、町に対しましては、報告があった経過はございません。以上でございます。

1 4 番（糸井満雄） 報告がなかったということ。

議 長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） 今、農林課長から説明をされました。そのファーマーズライスにですね、趣旨云々という、そこら辺までは我々は聞いております。ほかの議員さんも、私はそこら辺は聞いておられるというふうに思いますけれども、7月22日の最終の裁判所の結論まではですね、我々は聞いてないんじゃないかなと、報告を受けてないんじゃないかというふうに私は思っております。

先ほども町長も新聞で知る限りだというふうに言われておったわけですから、我々が知る由もないわけなんで、私はそういうふうに思ってる。

その3,000万円がなくなるというのはですね、これはもう自己破産でございますので、これは我々としてもやむを得ないというふうに思っております。しかしながらですね、やはり3,000万円というのは税金なんですよね。旧加悦町時代の町民の税金が投入されとるわけです。強いて言うならば新町になってからの与謝野町の財産ですよね。3,000万円がなくなるという、今回の決算の報告の中で、町長が冒頭にでもですね、説明があり、あるいは副町長の説明の中で、それが少しでも触れておればですね、私はそんなことは特に申し上げるわけではないというふうに思いましたけれども、新しい新人の議員さんも5人おられますし、何か、ここに書いてあってもですね、私わからないというふうに思います。3,000万円という大変大きな金なんですよね。21年度の行政改革の効果がですね、2億8,000万円出ておりますね。その中の2,800万円は自助、共助ということで、各種団体からの、あるいはほかのいろいろな事業の、いわゆる町民に密着した中での削減が2,800万円ほど、その中に入っておるわけで

す。それに匹敵するような金ですよ。

例えば、何がなくなったかといいますと、まず遺族会の記念品がなくなりました。それから居宅介護の介護支援の支援費一人7万円がなくなりました。あるいは敬老会の見直し、こういった町民に密着する金の中からですね、行政改革の大綱の名のものに皆、辛抱してくださいと、財政が苦しいんですということで自助、共助の名のものにもとに節減されてきとるわけです。だから3,000万円という金はですね、私は、これもっともっと、私は町の皆さんに危機感を持って、私はおってほしいということで、私は質問を申し上げておるわけです。ですから、強いて言うならば、もっと言うならば、私は町民に対しての説明責任がされるべきではないかなというふうにも思いますけれども、そこまで言わなくても、議会だけはですね、私は説明が、もう少し親切にしてほしかったというふうに思っております。

町長、いかがでしょうか。私が間違っておれば訂正をいたします。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） ちょっと私自身の記憶が定かでないのであれですけども、2回目のときに、平成21年7月22日ですか、そのときには1回目はあれでしたけれども、2回目はたしか浪江課長に行ってもらったと思ってます。そのときには、もう相手の方も、どなたもなしに淡々と、たしか裁判所のほうから、そういう話がなされたということを受けまして、ちょっと記憶がないんですけども、たしかいろいろな指定管理者等々の話も出てくる中で、このことについては、こういう状況で終わりましたというご報告はさせていただいたというふうに思っております。

ちょっと日にちが、私自身が、また課長のほうがはっきりとわかれば、そういうふうに言ってもらったらいいかと思いますけれども、それはそれとして、おっしゃるとおり、どちらが悪かった、悪くないということではなしに、こうしたことが3,000万円という金額にして、皆さんの浄財も含めた中のあれはなくなったということについては、非常に残念だというふうに思いますし、そのことにつきましては、おっしゃるように町民の皆さんの血税がなくなったということについては、同義的な責任はあろうかというふうには思っております。

議長（井田義之） 糸井議員。

14番（糸井満雄） 今さら言ったとか、言わないとか言うても、仕方ないことなんですけれども、今、町長がちゃんと責任を感じるというふうにおっしゃっておられますし、私はこれ以上申し上げようと思いませんけれども、大変、私は今回の町の対応について遺憾に思うということだけは申し上げておきたいというふうに思います。

時間がありませんので、次の質問をちょっとしたいので、この件につきましては、これでおきますけれども。

次に、商工観光課長、ちょっとお尋ねしたいんです。

この資料の指定管理者の関係ですけども、資料何ページかな。ページ数は112ページからです。この中で、えらい申しわけないんですが、20番の大内峠一字観公園、これの収支が4万2,000円ほどの黒字になっておるわけです。ですけど、我々が聞いておるんではですね、62万円ほどの赤字というふうに総会で決議されて、それを我々は承知しておるんですけども、この数字と大きな差があるんですけども、この辺はいかがになっておるのか、説明をお願いしたいと思います。

議長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

決算資料133ページに、その詳細が上がっているわけですが、ほかの指定管理の部分も若干絡んでくるかというふうに思いますが、結論から申し上げまして、私のチェックミスもあるんですけれども、担当レベルの、この表の見方がちょっと間違っていたということが判明いたしております。というのは、21年度から、この一字観公園運営委員会につきましては、LLPに、法人格になっていただきまして、前向きに取り組んでいただきまして、今までは、いわゆる役場的な決算だったんですけれども、今回、21年度につきましては貸借対照表、損益計算書をもって、私のほうに提出をしていただきました。確かにそれを見させていただきますと、当期純損失として62万8,371円という数字を、私自身も確認をしております。しかしながら、トータルの繰越金も、ここに上がっておりますように67万1,669円を、ここに書き入れたことによりまして4万3,298円の黒字ということになってしまいましたので、一括表の中でありますように、確かに見てみますと総括表では、当期損益額ということになっておりますので、言いかえますと、今、ご指摘のとおり、ここには三角の62万8,371円が入ることが、この表では正しい処理だというふうに思っております。ほかの部分も、そういうところがあるのかなというふうに思いますが、私どものご質問の中では、ほかはチェックを一応できたんですけれども、この分だけが、特に損益計算書なり貸借対照表という部分での数字の見方の間違いで、こういう結果になりました。

今のご指摘のとおりでございますので、修正をするということになりましたら、修正をさせていただきますが、差しかえさせていただきますけれども、一応、ここで言います総括表では62万8,371円が三角で出てくるという格好でございますので、また、訂正をさせていただきますというふうに思っております。皆さんにもご理解いただけましたので、そういう形で掲載をさせていただきたいと思っております。

議長（井田義之） 糸井議員。

- 14番（糸井満雄） LLPは4月からなんです、ことしの。21年度はLLPになってないはずなんです。今言われましたけれども、確かに一般会計みたいに現金の収支で計算すると黒字になるかもわかりませんが、未払い金を持っておるわけですから、そんなものも入れられてですね、黒字だなんて言われておったら、これは困ったことになるというふうに思います。ですから、やはり当年度の収支決算はどうなんだということを書いていただいでですね、そして累積の、累計の、いわゆる収支、損益額、これは変えてもらったらいいと思うんですけれども、やっぱり当年度をきちんと出していただかないとですね、我々は、その実態は把握できないわけですね。我々は実際には運営、ほかの指定管理のところも携わってないわけなので、わからんわけですが、数字でほか見れないわけなので、やっぱりきちっとした、正しい数字を出していただかないと、議員の皆さん方、正しい判断ができないわけですから、その辺はですね、きちっと、ですから、ここで間違っているということは、ほかの指定管理者のところでもですね、間違ってるんじゃないかなということが言えるわけです。ですから、これは全く信用ならんというたらしかられますけれども、私はほかの指定管理のところでも違った数字が上がってきとるのではないかなというふうに思っております。

それから、ちょっとお尋ねするんですが、加悦町の旧駅舎ですね、これは利用量がゼロにとるわけですけれども、利用者人員が。本当にこれ、だれも利用されてないんでしょうか。指定管理料はかなり、200何万の指定管理料が払われておりますけれども、利用者はゼロになっておるわけです、いかがですか。

議長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

ここに入ってきます部分としましては、ご承知かと思いますが、条例なんかにもうたっておりますけれども、2階部分が研修室ということになっておりまして、確かにフリーで入って来られて、パンフレットを取りにこられる方はあったんですけれども、ここに書いております収入として得れる、その利用者がゼロという認識で、ここに、こういう書き方をしたということでございますので、その辺はご理解いただきたいというふうに思います。

議長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） これ何とかならんのですか、これ利用者がゼロで、常務者が2人もおってですね、指定管理料が279万6,000円も払われとるわけです。こんなところで何で指定管理料が払われんのかなという疑問がわきませんか。だから、そこら辺は、もうちょっとこれ、利用者ゼロというのはちょっといかなもんなかというふうに思うわけなんで。私は、そこら辺はあるんですけれども、何か異様に感じますけれども。

それとね、もうついでに申し上げておきますと、113ページの利用状況、収支状況の中でね、与謝野町地域農産物等活用型交流施設の延べ利用者数が、これゼロになってますね。これ2,404人の利用者があるわけですが、こっちの詳細の中では、これゼロになっているでしょう、ゼロになっているでしょう、ここ。113ページの19番、ゼロでしょう。やっぱりこれ数値がね、やっぱりきちっと書いていただかんとですね、ちょっと困るわけですよ。やっぱりチェックはしといていただかんと、こういうふうなですね、やっぱり資料を出してもらうのは、私は困る。だから、その辺はチェックしてきちとしたものを出していただきたいというふうに思います。

議長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） 今、議員、ご指摘の19番の与謝野町地域農産物等活用型交流施設につきましては、リフレの前にありますパン工房でございます。資料では、132ページに、その決算概要が載っております。確かに、この一覧表、113ページのほうの施設の延べ利用者数等についてはゼロということでございます。パン工房自身は、パンを加工製造するだけの施設でございますので、利用者数としてはないということですが、132ページの240万4,000円については、これは商品の販売状況を示しておりますので、そういうご理解をいただいたらと思っております。

1 4 番（糸井満雄） 終わります。

議長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

1 1 番、小林議員。

1 1 番（小林庸夫） それでは、一つ、二つ質問をさせていただきたいと思います。

決算書97ページのコミュニティのひまわりバスにつきまして、まず、お尋ねしたいと思いま

す。この件につきましては、今田議員さんのほうから複数回にわたりまして、いろいろとご質問ございましたけれども、私は、また違った視点から企画財政課長にお尋ねしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

利用者数が、この平成21年度につきましては4,802人ということで、また運賃収入が90万4,000円という数字が上がっておりますが、平成20年12月議会におきまして、谷口議員さんが一般質問で町長の質問、町長にお尋ねなされた町長答弁ではですね、平成20年12月といいますと、平成21年3月から運行を開始したわけでございますが、それまでの議会だったんですが、利用者は年間1万人強ということをもくろんでおると。運賃収入は200万円を見込んでおるといふような町長答弁だったようでございます。

ところが、1年目からですね、半分の成果というふうな形につきましては、ちょっと甘い計画であったと言わざるを得ないと、私は思っております。今年度から、何とか利用者をふやしたいという思いから、野田川駅までの、中学生の利便を図ってのダイヤの改正ということも取り組みをさせていただきまして、データを見せていただいておりますが、なかなか、昨年からの数値と比べまして2割なら2割、25%ほどダウンしておるといふような数字のようでございます。

現在は、実証運行の期間かとも思ひますけれども、そのように聞いておりますが、なぜ利用者が伸びないのか、抜本的に考え直さなければならぬのではないかと私は思うんですが、課長の思ひというんですか、考え方を、まず、尋ねたいと思ひます。

議 長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

確かに、バスを走らせる前に乗客見込み、運賃見込み等、これを出してみました。そういう中で、なかなか実績のないものでございますので、一定、この地域の人口は何人あると、そのうちの高齢者が何割だと、その方の何%かが週に1回ぐらいはというふうな感じで試算をさせていただきました。そのときの数値からいきますと、かなり下回ったということは事実でございます。しかし、年間を通じまして、加悦奥滝線で約2,500人、石川桑銅線で約2,400人と、こういった人数の方にご利用をいただいております。1日平均でいきますと17人程度の運送ということでございます。この数字が多いのか、少ないかと、少ないから、じゃあこの事業はいけないのかどうかということも、行政として十分見直していかなきゃならぬだろうというふうには思ひます。

私、このバスを運行するまでに住民アンケートをとりました。3,000人を対象に50%以上の回収率がございました。そういう中で、これはどう判断すべきかという非常に困ったのが、こういう地域にとって巡回バスは必要かどうかという問いに対しては、必要だと答えられる方が非常に多かったと。ちょっと今そのパーセンテージ持ってきてませんのであれですけども、じゃああなたは乗られますかという、乗らないと、そういう方がいっぱいあるわけです。これはどのように判断すべきかというところですが、いわゆる交通不便地域で、その人たちの生きがい対策といいますか、それから遠く離れた都会に住んでおられる家族の皆さんの安心感を醸成するといった意味で、こういう事業は、私は乗らんかもわからんけれども、必要だということを町民の皆さんが言われたらだろうというふうには思ひます。

私、これ去年の3月7日にバスが納車されました。番号を見ました。313ですわ。思わず笑

えたんです。ごろ合わせしたら「採算」と読めるんです。この採算は、じゃあお金で取るのか、住民の皆さんの満足度で取るのか、どちらを取るのがいいのかなという、そういうような気持ちで思わずにっこり笑えたということがございますけれども、町政懇談会なんかでも行きますと、確かに人数が少ないと、無駄だとおっしゃる方もあります。しかし、この地域に入りますと、本当に生まれて初めてバスが通ったと。あのバスが通るだけで、我々は安心感が持てるんだと、このような評価もしていただきます。

ですから、そういった地域の方の安心、それを行政として保っていく、そういう意味での採算ということも、これも十分考えていかなきゃならないだろうというふうに思います。

担当課といたしましては、今は少ないです。しかし、高齢化はどんどん進んでいきますし、もちろん乗車していただくような工夫も必要ですし、協力も呼びかけていく必要があると思いますが、続けさせていただきたいというふうに思っておるのが現状でございます。よろしく願いをいたします。

議 長（井田義之） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） 町長も、いわゆる高齢化世代になって、生活基盤の確保というような思いのことも、先日ですか、お聞きしたわけでございますが、私も決して、この事業がだめだったとか、そんな思いは持っておりません。しかしながら、いわゆるどういうんですか、町営バスの運行事業が1, 100万円の決算という形で、90万円の売り上げという形で、90万円の売り上げがあるものですから、1, 000万円という事業ですね。それを4, 800人で割りますとですね、数字のことが言って非常に恐縮なんですけど、2, 080円という数字が出てくるわけでございます。1人の方に乗っていただくことによって200円いただいて、そして2, 080円、お配りしておるといようなことが数字上からは出てくるわけですね。本当にいいことではありながらですね、果たして、これがきょう現在は、今、2年目ですし、国からの補助もいただいておるといこともお聞きしておりますけれども、いわゆる、いつまでそういった助成金ですか、補助があるのか存じませんけれども、いわゆることし、そうしてちょっと人数も、去年対比よりダウンしておりますし、そういったことから見ますと乗っていただくたびに二千五、六百円お金払って、ありがとうございますという形のような現象ということが想像されるわけでございます。

2年ほど前ですか、総務委員会でも和歌山県の有田川町に研修に行かせていただきまして、その町の町営バスのことも勉強させていただいたわけでございますけれども、やはりそういう何年か、1、2年そういう実証運行をされて成績が少ないというところには、もう路線変更もされるところかという形のようなことも、やはり経済的なこともある面考えて取り組まれることも必要かと私は思ってます。

これは、どこともが、どこの自治体もですね、こういう地方の町というのは、その足という形のことで、車の運転もできないようになってきますし、私たちもだんだんそういうような年になっていくわけでございますけれども、その辺の、いわゆる効率的な形の中で、デマンド方式でありますとか、あるいはタクシーのチケットの活用でありますとか、何かその、そういった今後の運営につきまして、運営協議会等で、ぜひこういった検討をしていただいて、いわゆる課長の今、申されたような、目的にいかに沿うような形で、また、行政の負担も少なく、そういうような形のことが何かほかに、一たんスタートしたら一切変えられん、これだけおったら走るんだと

いかたくなな思いじゃなしに、大きな目で、そういう運営協議会でも、ご検討いただくという
ような形のことにお願いしたいと思うんですが、その辺のことについてのお考えはいかがでござ
いますか。

議長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

ご指摘のとおり、確かに1, 100万円程度の委託料の中で、運賃収入はわずかでございます。
しかし、住民生活の、いわゆる最低の移動手段、この確保をしていくということは、既存のバス
会社が大きく撤退していく中で、国を挙げた大きな課題だというふうに思っております。

丹海さんにも二千五、六百万円の補助金を払っておるわけでございますけれども、国の補助金
の対象になり得ます路線というのは限定をされております。複数の市町村をまたいで走行してい
るということが条件。それから1日3往復以上、平均乗車密度が5人以上でしたか、そういった
ような条件を満たすものだけが国の補助の対象になると、それにあわせて町も補助をさせていた
だいておるという状況でございます。そうなりますと、なかなか隅々まで見渡せない、乗
り入れられない、乗り入れれば乗り入れるほど国の補助の対象にならなくて、そのバス会社の
経営は成り立たなくなるということでございます。そういったところを、どこがカバーしていく
かといふ今、聞きますと、もう行政しかないということでございます。

確かに1, 100万円の委託料の中で、100万円に満たない収入というわけでございますが、
80%は特別交付税で措置をされるということもございます。そういった地域の、やはり応援を
していく必要があるということで、国のほうでも、そういう措置をしていくわけござい
ますので、やはり与謝野町においてもそういった、いわゆる交通不便地域の住民の最低の移動手
段を確保するということが、これは続けていく必要があるだろうと。

方法としましては、今、小林議員ご指摘のように、いろいろな方法があるかと思えます。しか
し、タクシーのチケット制というお話になってまいりますと、これもまた、その条件を満たすの
に非常に厳しいといえますか、住民の皆さん一人一人違いますから、全員に配るというわけにも
いかないし、その基準をつくるということは非常に難しいことだろうというふうに思えます。

公共交通でございますので、確かに玄関から玄関までというわけにはまいりませんが、
その公共交通ということを理解していただいて、バス事業ということで続けさせていただくも
んどうかなというふうに思っております。

それから、デマンド方式という今お話もございました。そういった方法も検討していく必要が
あるだろうというふうに思っておりますけれども、当初の計画は、デマンド方式という計画をし
ておったわけでございますけれども、議会等とも協議する中で、やはりそのバスが今、走ってい
るんだということを住民の皆様には周知するには、デマンド方式ではなしに走らせたほうが良いと
いうご意見もちょうだいいたしましたので、現在は走らせる方法でやらせていただいております。
今後の、また、運営協議会になりでの検討事項かなというふうに思っておりますので、よろしく
お願いをいたします。

議長（井田義之） 小林議員。

- 1 1 番（小林庸夫） そういつて、運営協議会で検討をいただくというご返事をいただきましたので、
それに期待したいと思っております。

町の方々は、非常に、その空車が走ってるもんですから、どうなっとるかというような非常に疑問を持っておられる方の声を耳にいたすもんでございますので、何とかそういう町民の方々の了解を得るような施策という、対応というようなことが望まれると思いますので、よろしく願いしたいと思います。

それでは、次に質問をかえまして、155ページの健康診査事業につきまして一つお尋ねしたいと思います。

この住民健診の対象者は40歳以上かと思いますが、受診率というのは、せんだつてもやっていただいておりますけれども、昨年の場合ですね、いわゆる住民対象者のどのぐらいが受けておられるのか、いろいろと国保やらと仕組みがあるようでございますけれども、概略、どのぐらいの人数が受けておられるか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 議員お尋ねの155ページの健康診査事業ですが、一般会計の、このところでは、157ページの上段にありますように、各種がん検診の委託料を上げております。

お尋ねの40歳以上云々と言われましたのは、特定健診ということで、平成20年度から各保険者、与謝野町国保、それから協会健保、共済組合等、各保険者が実施する特定健診という制度にかわりましたので、決算の中では国保会計のほうに出てきます。

がん検診の受診率等、紹介させていただいたらよろしいでしょうか。

1 1 番（小林庸夫） はい。

保健課長（泉谷貞行） 与謝野町が集団検診、特定健診とセットでがん検診を実施しておりますが、平成21年度検診の順に言わせていただきます。

まず、肺がん検診、結核検診につきましては、40歳以上の方を対象としておりまして、53.1%でございます。それから、胃がん検診につきましては、40歳以上ということで30.3%。大腸がん検診は40歳以上で45.2%。子宮頸がん検診につきましては、20歳以上ということで45.0%。乳がん検診は40歳以上で48.2%。それから、前立腺がん検診につきましては55歳以上が対象となっております、22.9%という状況でございます。

議長（井田義之） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） 今、お聞きしますと、比較的、5割近い数値が上がっておる形のこと、非常に、町民の方々の健康に対する意識が非常に高まってきとんじゃないかと、非常に喜ばしいなと思っております。

この与謝野町の、この5月号の、いわゆる健やか広場というページを、私、見せていただきまして、うわあすごいなと思ってびっくりしたんですが、といたしますのも与謝野町の、この標準化死亡状況というグラフが出ておるんですが、男性の比率が全国平均、京都府平均と比べまして、非常に高い。特に男性の場合、脳梗塞でありますとか、脳内管疾患、あるいは脳内出血、心疾患といったもののグラフの高さがですね、いわゆる全国平均よりも、京都府の平均よりも高いというようなことを見せていただきまして、これはえらい数値が出ておるなと思ってびっくりしたんですが、中にも、その後にもメタボ予防がですね、これらの疾患を防ぐ第一だというようなことを種々書いてあるんですが、この157ページには健康づくり事業がございまして、これはご高齢の方の対象の事業かと思っておりますけれども、やはり若い方というんですか、中年どころから高

齢者になるまでの年代の、殊に男性に対するPRですか、そういう健康に対する指導というんですか、啓蒙というんですか、そういったことを、このグラフを見ますと、とにかくやっぱりもうちょっと強力に、ことしは余り予算こういうことで、既にスタートしていますし、できたら次年度につきましては大いに予防活動にご活躍をいただきたいと、このように思ってちょっと質問をさせていただいたようなことでございますけれども、課長の思いをお聞かせください。

議長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 健康づくり事業についてお尋ねがございましたが、決算参考資料の173ページに、21年度の実績を掲げております。これにつきましては、内容といたしまして、各公民館に出向きまして、定例の健康相談でありますとか、それから各種健康、教育といたしまして、運動教室、それから栄養教室、メタボの予防教室、それから禁煙サポート教室等々の各種健康づくりの教室を多方面で開催させていただいておるということでございます。

対象といたしましても、40歳以上の方を対象とするもの。それから65歳以上の方を対象とするもの、それぞれ介護保険のほうで健康づくり事業として組んでおったり、一般会計の中で、対象によって支出する科目はありますけれども、それぞれ各年代に応じた健康づくり事業と各種多方面にわたる健康づくり事業というものを展開しております、今後につきましても継続して実施していきたいというふうに考えております。

議長（井田義之） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） 今もきばってお世話になっているようでございますけれども、本当に健康あつての、一番健康が基本でございますので、これはもう言うに及ばずのことでございますので、ぜひそういった予防活動のことに、なかなか仕事に追われて、関心が行き届かない面もあると思っておりますけれども、繰り返し、繰り返し、そういうPRをお願いしたいと、そのように思っております。

ドクターヘリも、あるようでございますけれども、そういったものの世話にならないような町になるように、一つ頑張ってくださいと思います。ちょっと終わります。早いですが終わります。

議長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

2 番、和田議員。

2 番（和田裕之） それでは、私のほうから21年度決算、ページでいきますと293ページのところからになりますけれども、要・準要保護児童援助事業、いわゆる就学援助につきまして1点質問をさせていただきたいと思っております。

お昼から教育長がお休みということで、大変恐縮なんですけれども、よろしく願いいたします。

まず、ご承知のとおり、2005年三位一体改革の一環として、要保護世帯への国庫補助金が廃止、一般財源化となされましたが、これは国が責任を持たない、地方自治体への最後に任せたものであると思っております。この不況の中、今後、受給者はますます増加すると思われまますが、憲法第26条などに基づく就学援助制度は、ますます重要な役割である制度だと私は考えております。

そこで、当町での平成21年度の小・中学校の要・準保護別の就学援助の人数と補助額、受給率のほうを教えてくださいたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長（井田義之） 鈴木教育次長。

教育次長（鈴木雅之） 和田議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

ただいまの要保護、準要保護の就学援助の人数でございますが、決算資料の205ページを開きいただきますと、その205ページの一番下に記載をさせていただいております。小学校の就学援助費につきましては、要保護1人で2万5,075円と、準要保護につきましては96人で1,137万337円と。

それから、中学校につきましては、準要保護が89人で827万1,300円ということでございます。なお、この中学校の準要保護につきましては、橋立中学校の部分は含んでおりません。以上でございます。

議長（井田義之） 和田議員。

2番（和田裕之） それではですね、小学校・中学校を合わせると286名ということになるんでしょう。これの受給率ですね、先ほどお伺いしたかと思うんですけども、受給率は幾らぐらいになっておるんでしょうか。援助率です。全体の生徒に。認定率ですね。

議長（井田義之） 鈴木教育次長。

教育次長（鈴木雅之） 和田議員さんのご質問にお答えをいたします。

その受給率とおっしゃいますと、いわゆる認定率だと思います。この準要保護に該当しております生徒を、全体の生徒の数字で割った数字ということ、そういうご理解をさせていただきますと、小学校全体で12.61%、それから中学校につきましては14.88%が21年度の決算状況でございます。

議長（井田義之） 和田議員。

2番（和田裕之） やっぱり7人に1人、ちょっと小学校とあれすると、そうなるんですけども、結構な数かなとは思いますが。20年度と比較しまして、どれぐらいふえたかとかいうのは、わかりますでしょうか。

議長（井田義之） 鈴木教育次長。

教育次長（鈴木雅之） ただいまの和田議員さんのご質問の認定率につきましては、私、今現在、資料を持っておりません。ただ、該当者数といいますか、人数で、20年度の実績につきましては、小学校につきましては209人ということで、13人の減ということでございますし、それから、中学校につきましては65人、20年度が65人でしたから、この24人の増加という実績でございます。

議長（井田義之） 和田議員。

2番（和田裕之） わかりました。

それでは、本町の認定基準の規則といったものはつくられているんでしょうか。よろしくお願ひします。

議長（井田義之） 鈴木教育次長。

教育次長（鈴木雅之） 和田議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。この準要保護の児童・生徒の就学援助につきましては、学校教育法の第19条に基づきまして、市町村が、この必要な援助を与えなければならないということで事務処理をさせていただいております。ただ、今ご質問の規則、あるいは交付要綱等につきましては、今現在、制定をしておりません。

議長（井田義之） 和田議員。

2 番（和田裕之） 全国的にですけれども、この認定といいますか、ばらつきがあるということで新聞等でも問題にされておるわけですが、その点、どのようなお考えをお持ちでしょうか。

議長（井田義之） 鈴木教育次長。

教育次長（鈴木雅之） ただいま、就学援助の法的根拠は、今申し上げたとおりでございます。

それで、規則ですとか、交付要綱等につきましては、制定をしていないというご回答を、今させていただきます。そうしますと、与謝野町の場合は、一応、内規の基準を持っておりまして、その基準に従いまして、準要保護の認定をさせていただいておるところでございます。

議長（井田義之） 和田議員。

2 番（和田裕之） つくられてないということです。宮津ではつくられておることなんですが、そのような規則というものを、今後ですね、つくられるような予定はないでしょうか。お聞きしたいと思います。

議長（井田義之） 鈴木教育次長。

教育次長（鈴木雅之） 検討課題とさせていただきます。

議長（井田義之） 和田議員。

2 番（和田裕之） 先ほども申しましたけれども、自治体とよってばらつきがあるということで、多い市町村というか、1.5倍もの格差があるということで、新聞等も言われておりまして、保護者の方々も、これ見てわかる、宮津なんかでいくとホームページあたりでも規則も書いてますし、当町の場合、ちょっと書いてないんであれなんですけど、ぜひそういうものをつくっていただきたいというふうに思っております。

次に、この制度、就学援助制度のですね、保護者の方への周知徹底というのは、どのようにされていますでしょうか。

議長（井田義之） 鈴木教育次長。

教育次長（鈴木雅之） 保護者の方々への周知の方法につきましては、新1年生の場合は入学説明会等で、こういった制度があるということで説明をさせていただいておりますし、実際に、この在学中といたしますか、通学をして、小学校あるいは中学校に在学しておる児童・生徒につきましては例年、1月、あるいは2月ごろに制度の案内を、生徒を通じて保護者の方々にわたるようにしております。

それで、先ほど申し上げましたように、この制度の通知の中で、私とこは今、宮津市の例を出されましたが、内規しか持っていないということをご回答させていただきましたが、その制度の案内文の中には一定の、こういった方々が該当しますよということは盛り込ませていただいております。

議長（井田義之） 和田議員。

2 番（和田裕之） この周知徹底ということも、文科省のほうの分析ではですね。この周知の徹底の状況の違いに、受給率もあらわれておるというふうに書いてございまして、小さな自治体ほど、この制度の周知に消極的であるというよう見解もされておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、当町の、先ほど話がちょっと前後しましたけれども、認定方法ですね、これは所得判定

ではないのでしょうか。

議長（井田義之） 鈴木教育次長。

教育次長（鈴木雅之） お答えいたします。

例えば、この認定基準、先ほど内規をつくっておるということは申し上げましたが、例えば、その所得云々という、その面からいきますと、例えば市町村民税が非課税である、そういった世帯ですとか、固定資産税を減免されておるとか、そういった部分で判定といいますか、そういった部分で基準を持っておりますし、それからもう一面では、片や違う面では、例えば保護者の生活といいますか、仕事の関係で生活状態が悪くなってきたですとか。それから、そういった生活状況が悪い状態がずっと続いていておりますので、例えば給食費に滞納が出てきたとか、そういった部分の実情を学校側から、保護者から申請するわけですが。それに学校側が意見を添えまして、そして教育委員会に提出をします。そういった申請に基づいて実態を見させていただいて、認定するか否かにつきましては、判断をさせていただいております。

ただ、今、議員がおっしゃいますように、よその市町のように、例えば、その生保の基準の1.5倍だとか、1.3倍だとか、そういった数値化はしていないというのが与謝野町の今の実態でございます。

議長（井田義之） 和田議員の質問の途中ですが、ここで3時15分まで休憩いたします。

（休憩 午後 3時01分）

（再開 午後 3時15分）

議長（井田義之） 休憩を閉じ、21年度一般会計の決算認定についての和田議員の質疑を続行します。

和田議員。

2番（和田裕之） 先ほどのご答弁の、給食費も含まれておるということで、参考資料の42ページに、現年度の給食費徴収金ですね、滞納繰越分がざっと150万円ぐらいですか。ということになると、この実態調査というか、払えるのに払っておられないのか、払えないから払っておられないのか、その点のところは、どのようになっているのでしょうか。

議長（井田義之） 鈴木教育次長。

教育次長（鈴木雅之） ただいまの和田議員さんのご質問でございますが、払えるのに払っておられないのか、払いたくても払えないのか、その辺の実態を調べたことはございません。ただ、学校を通じて、この就学援助の制度のPR、周知はしておりますので、そういった場合、きょうまでの給食費がかなり滞納してきておる、そういった家庭については、そしてまた、所得的にも低額であろうというような、そういった家庭につきましては、学校サイドのほうでいろいろと事情を聞かせてもらった上で、該当するような家庭であれば、申請をしていただいておりますと、そういったケースはあると思いますが、今、150何がしの滞納がある。その家庭が、すべてがすべて、この本来の、その就学援助を必要としている家庭なのかどうか。そういったことは調べたことはございませんし、それから今、申し上げましたように、家庭のほうからの申請があれば、それは学校を通じて教育委員会のほうに申請書が届きますので、審査をさせていただくということでございます。

議長（井田義之） 和田議員。

2 番（和田裕之） 内容のほうですね、できるだけ詳しくというか、実態調査もしてもらって、本当に払えなくて払っておられない方でしたら、やっぱりその対象の基準になるのかなというふうにも思いますので、ぜひその点、よろしくをお願いします。

先ほどの話になるんですが、所得判定のほうなんですけれども、これのほうはされるおつもりはないでしょうか。

議長（井田義之） 鈴木教育次長。

教育次長（鈴木雅之） 今の答弁の回答までに、先ほどの給食費の関係ですが、その滞納をしておられる方につきましては、過去に滞納をされておって、それが現在も滞納額で残っておる。その方を就学援助云々というのは、やはり難しいと思います。今現在、未納ですとか、滞っておる、そういう方で実態を調べて就学援助に該当するという保護者といいますか、家庭であれば、それは、この就学援助をさせていただくことは可能だと思います。

それから、もう1点の税金の関係でございますが、先ほども申し上げましたように、所得の関係につきましては、町民税の非課税世帯ですとか、そういったところは税務課のほうに調査をさせていただいて、この判定基準の一つにさせていただいております。

議長（井田義之） 和田議員。

2 番（和田裕之） わかりました。

ファジーな面があるのもよいことなのかなという、よい面もあるような気もするんですけれども、実際、9月24日ですね、文科省の専門家会議というのが行われまして、その中に、この中でも自治体ごとの差がある、この就学援助の認定基準を統一するように求める報告書というのを作成されております。小・中学生の就学援助は生活保護を受けている要保護家庭、生活保護に準じる貧窮状態にあると市町村が認めた準要保護の家庭が対象、準要保護の認定基準は自治体によって異なるため、報告書は援助が必要な家庭が支給対象から漏れないよう、統一的な基準が必要だと、このように強調されております。

例として、多くの自治体が採用している扶養手当の支給、市町村民税の非課税、これが採用されておるわけですが、生活保護の基準に先ほど申しました一定の係数を掛けたものなどの基準を該当しておりまして、一つでも当てはまる場合は支給対象にするというふうに提言をされました。このことについて、どのようにお考えでしょうか。

議長（井田義之） 鈴木教育次長。

教育次長（鈴木雅之） この議論は、和田議員さんは初めてだと思いますが、過去の議会の中でも、その数値化云々の話は出てきております。ただ、私どもの、きょうまでの教育長等の答弁の中でも申し上げておりますように、数値化をしまして生保の基準の1.3倍ですとか、1.5倍ですとか、そういった基準を設けることではなくて、やはりこういった非課税である、非課税の場合は該当をさせておりますので、ただ、今、先ほども申し上げました生活の状態の関係で、例えば保護者の方が離職をされたとか、退職をされた、解雇をされた、そういったケースが出てまいりますので、そういった部分につきましては、所得云々よりも、やはり生活の実態を確認といいますか、聞き取りをさせていただきまして、確かに、この保護、就学援助が必要かどうかという、そういった点から判断をさせていただいておりますので、先ほど議員さん、ファジーな面もええのかなというような言葉がちらっと出てまいりましたが、ファジーといいますか、やはりその実態に合

った、本当に就学援助が必要な家庭には援助をしていくという考え方で進めております。

議長（井田義之） 和田議員。

2 番（和田裕之） わかりました。こういう不景気な状況ですので、今後も、この対象者というのはふえると思われまますので、保護者の方々もわかりにくいというか、確かに周知というか、新学期始まる前と、さっきおっしゃったような周知はされとるんではしょうが、なかなか中身の面でわかりにくいというか、本当は対象であるのに申請されていないとか、そういう状況もあるんじゃないかと、この給食費の状況なんかも見ております、そういうふうに思いますので、保護者の方が申請、どういうんですか、されるのは当然の話なんですけれども、できれば調査のほうをさせていただいて、こちらのほうから、どういうんですか、もしそういう対象になるような状況であれば、申請させて上げてほしいと、そのように思っております。よろしく申し上げます。以上で終わります。

議長（井田義之） 鈴木教育次長。

教育次長（鈴木雅之） 先ほどの、その保護者への周知がわかりにくいというお話がありました。実際に、その内規の中で、定めております内容につきましては、先ほども答弁させていただきましたし、それから、例年1月、あるいは2月ごろに保護者あてに通知をさせていただいております中にも、そういった文書の中にも、例えば認定基準についてということで、こういった点について、こういった家庭の諸事情などがあれば、考慮して認定させていただくというような文面にもさせていただいております。

ただ、すべての児童、あるいはすべての生徒の家庭を調査をさせていただいて、この家庭については申請をされたらどうですかというようなことは、なかなか数量的にも、件数的にも多忙な時間を要するというございますので、そういったご家庭の場合は、やはり学校等を通じまして、学校にも相談かけていただく、あるいは教育委員会のほうにも直接お越しいただいても結構ですので、そういったご相談がけ、該当するか否かは別にしまして、そういったご心配等がありましたら、ご相談をかけていただくということでお願いをしたいというふうに思っております。

議長（井田義之） 和田議員。

2 番（和田裕之） わかりました。全く周知ができてないということを申しておるわけではないんです。現に中学校、知り合いなんかの保護者の方からも、よくお聞きしておりますので、ただ、全国的に言われておる周知ができてないという自治体もあるということなんで、より一層、周知を徹底していただきたいというふうに、そういうことをございます。

そういうことです。以上です。ありがとうございました。

議長（井田義之） ほかに質疑はありませんか。

17番、谷口議員。

17番（谷口忠弘） それでは、決算認定につきまして、私は3回目の質問になりますけれども、それとまた、多くの議員さんから質問がございましたけれども、重複しないように質問させていただきたいと思っておりますので、ご答弁よろしく申し上げます。

参考資料の201ページなんですけれども、都市公園の整備事業でございます。これはですね、阿蘇シーサイドパークですね、この計画は本当に古くて、昭和63年から旧岩滝町で計画をされた事業でございまして、平成24年に完成を目指した。当初計画では約31億円という大変多額

のお金を費やす大プロジェクトでございます。確かに年月も長いので、進捗状況も、なかなかはかり知れないものがあるんですけども、当初はですね、これは国や府の補助金を見込んで、また、合併特例債を使って事業を進めていくというような形で進んでおりましたんですけども、先ほど言いましたように、余りにも多額ということで費用の見直しを図られまして、年度年度で工事費を縮小するような事業の見直しを進められてきた事業でございます。

いよいよ、先ほど言いましたように、終盤に入ってまいりまして、本年度は6,000万円余りの事業費が決算で出ております。昨年も見ましたら約6,000万円強の事業費でございました。先ほど言いましたように、いよいよ工事の終盤でございますので、工事の全体の概要は、もう決まってるのではないかなと、こういうふうに思いますので、その点についてお聞かせをいただきたいと思います。

議長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。

先ほど言われましたように、当初計画では31億3,000万円というふうな多額の事業費を費やしておりました。しかし、国の費用対効果等との関係もございまして、事業費を抑えるようにというふうな指導もございまして、29億8,500万円だったというふうな事業に、総事業費にかえさせていただいております。

現在の工事費につきましては、27億6,000万円、平成21年度末で27億6,000万円ぐらいの事業費だったというふうに思っております。

したがいまして、まだ2億円ぐらい出てくるわけでございますけれども、平成23年、平成24年ということで、24年に完成するというふうな運びにさせていただいております。私もいたしましたしは、この29億8,500万円を、できるだけ抑えていきたいというふうなことで、維持管理等々も含めまして、できるだけ事業費を安く抑えていきたいというふうに考えております。今、残っておる部分といたしましては、平成22年度中に今の徒渉池がある1.8ヘクタールの部分でございますけれども、その部分を供用開始ができればというふうに考えておまして、それができますと、残っておりますのが0.8ヘクタールの、いわゆる駐車場から海側の部分が残っているというふうな状況になるんだろうというふうに思っております。その部分につきまして遊具だとか、あるいは、管理棟の整備を行いまして、事業を完了させていただきたいというふうに考えておるところでございます。

遊具につきましても、この間、設計審査委員会のほうで八丁浜のところに、ちょうど都市公園の部分がございますので、そういったところも見学をさせていただきながら、この間も審査委員会のほうで、一定、見ていただいたというふうな状況でございます。

今後、この遊具につきましても最終的な判断をさせていただいて、できるだけ事業費を抑えられるような格好で、事業のほうを完了させていきたいというふうに考えているところでございます。

議長（井田義之） 谷口議員。

- 17番（谷口忠弘） 今、お聞きしますとですね、24年までの事業ということで、まだあと2億円ほど残しておると。全体的に最終どうなるのかは、まだ肉づけはできてないようでございますけれども、議員各位の中からも、せつかくの公園ですし、公園だけではもったいないということで、グラウンドゴルフ場をつくってはどうかとかですね、車の通行量が、シーサイドパークの沿岸沿

いを通る通行量を見越してですね、何か小屋でも建てて与謝野町の物品販売をしたらどうかと、いろいろなご意見が出てたと思うんですけども、この辺につきましては可能性はあるのか、ないのか。計画に入っているのかどうか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

議長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 今のは都市機能用地のほうだというふうに思っておりますけれども、この阿蘇シーサイドパークのほうと都市機能用地のほうとは、事業が一緒ではございません。都市機能用地のほうにつきましては全くの単独費だというふうなことでございまして、その部分について、どういうふうにするかということは、まだ決定はしていません。

ただ、この7月にも京都府のほうの検査もございました。その中では、この阿蘇シーサイドパークができるだけ利用される人が多いような、そういうふうな、どういうんですか、仕掛けをしていったらどうだというふうなご提案をいただいております。したがって、今の公園部分、また今の、私どもといたしましては、どういうんですか、都市機能用地も含めた活用ができるような格好で、当然、今回、平成24年度につくろうと思っておりますけれども、その管理棟と一緒に、どういうんですか、そこで運営ができるような管理棟の整備をしていくのが、一番お金がかからん方法ではないかなというふうに思っているところでございます。

議長（井田義之） 谷口議員。

17番（谷口忠弘） ちょっと私の理解が足らなかったかもわからないんですけども、この都市機能用地というのは、例の31億円の事業費の中には入ってないんですか。

議長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 入ってございません。

議長（井田義之） 谷口議員。

17番（谷口忠弘） それではですね、もう少しお聞きしますけれども、この事業についてはですね、国や府の補助金がたくさんいただいておりますけれども、起債もたくさんしております。一体、一般財源から持ち出しというのは、総額で幾らぐらいになったんでしょうか。

議長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えしたいというふうに思います。

昭和63年から事業を進めておまして、起債と一般財源を含めると、今、計算をさせていただきますと16億6,700万円ぐらいになるのかなというふうに思っております。

議長（井田義之） 谷口議員。

17番（谷口忠弘） 今、お聞きしますと16億6,700万円ということで、大変多額のお金を費やしてですね、この事業をなされけるわけですから、町民の皆さん方は、本当に大勢の方が利用していただくように、またPRをしていただければなというぐあいに思っております。

続きまして、次に、これは決算書のほうなんですけれども、253ページの道路新設改良工事について、お伺いをしたいと思います。

これはたくさんあるんですけども、加悦の宮野橋ってあるんですけども、この近くでありますけれども、これの橋のかけかえ工事に伴いまして、道路のほうが新設をされました。もう既に自転車道と車道は通行ができておるといふぐあいに聞いております。この工事は大変長い期間を要しまして、工事が完成したわけなんですけれども、この工事期間中にも、下を流れている川、

加悦奥川という川が流れているんですけども、工事期間中に、大変大雨によりまして、河口付近で工事をなされておりますので、川幅が非常に狭くなりまして、大雨による被害で家屋が一部浸水をしたというようなこともございました。

また、台風シーズンが、今後、迎えるということがございますので、大雨による河川のはんらんというのが、今後、予想されるのではないかなと思うんですけども、府と協議をしてもらっていると思うんですけども、この加悦奥川の河川改修ですね、これにつきまして、現時点での計画がございましたら、お聞かせをいただきたいなと思います。

議長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。

平成22年度の加悦奥川の予算につきましては2億2,000万円というふうな事業になっております。今年度の事業につきましては、今の宮野下橋の下流側の、ちょうど左岸側になりますけれども、そちらのほうの護岸の整備と、それから、大体、約560メートルぐらいまでだというふうに思っておりますけれども、その実施設計、いわゆる河川の方線を決めていきたいというふうなことを、京都府のほうは今、考えているところでございます。したがって、この中で特に問題になってくるのが、伝建地域とのかかわりでございます。伝建地域の指定になつた物件がございまして、その物件が今回の河川改修事業にかかる予測が大変、大だというふうなことから、現在、京都府のほうで河川の方線の、いわゆる見直し案について、いろいろなことを考えておられるようでございます。そのことによりまして、伝建地域のほうに、どういうふうな影響が出てくるのかというふうなことが想定されますので、10月6日だったというふうに思っておりますけれども、京都府の土木事務所、今の加悦奥川の河川改修をやっている部署でございまして、そちらのほうと京都府の文化財保護課、また、私どもと、それから教育委員会と、そういうふうな四者で、今の方線について検討をさせていただくというふうなことが今回、第1回目の、そういうふうな会議を持ちたいというふうに考えているところでございます。

それによりまして、今後、そのことによって、どういうふうな影響が出てくるのかということも考えながら、加悦奥川の実施設計を進めていくということが、一番の今の課題だろうというふうに思っております。できるだけ河川側からいいますと、スムーズな流れによりまして、できるだけ早い時期に河川改修を上流側のほうに持っていききたいというふうなことを考えておるところでございまして、その伝建との関係を切り離して考えることができませんので、そういうふうな、どういうんですか、協議の場を持たせていただいて、最終的な方線の決定に持っていききたいというふうに考えているところでございます。

議長（井田義之） 谷口議員。

17番（谷口忠弘） 課長がおっしゃられたように、この地域は伝建の指定になっている地域でございまして、大変ややこしい問題がクロスするのではないかなと思いますし、また、今後は加悦大橋ですね、それと天神橋ですね、天神橋はちりめん街道の関係ですけども、加悦大橋は、もう旧加悦町のメインストリートでございまして、これの橋のかけかえということになるとですね、また、これ大変な工事になるのではないかなというふうな危惧が非常にしております。いずれにしても、町政懇談会でも町長、特に加悦区の町政懇談会では、この加悦奥川の問題についてはもうたくさん出ましたので、非常に皆さん心配をされておられますので、早くですね、大きな

災害にならないうちに改修をお願いしたいなというぐあいに思っております。

これにつきましては、私も先般、土木こうえいの所長とお会いすることができましてですね、強くお願いをしておるところでございまして、先ほど課長がおっしゃられたご答弁は、大体そのようなこともおっしゃられておられましたので、よろしくをお願いしたいなというぐあいに思っております。

続きまして、ごろっと変わりますけれども、参考資料の216ページなんですけれども、決算書の315ページなんですけれども、加悦地域の公民館の図書室の移転工事費が1,187万円計上されてあります。これは昨年の12月1日に、以前、地域公民館の2階の奥のほうにあった図書館が1階のほうにおりてきまして、大変入りやすく、図書館も広くなりまして、大変好評のようでございます。私もちょっとお聞きしましたら、大変利用者が多くなったと、特に夏休みの期間中は、子供さんがたくさん来られて、大変図書館もにぎわっていたというようなことも聞いております。私も議会で何度もお願いしまして、実現していただきまして、大変喜んでいるところでありますけれども、この新装になった図書館ですね、統計、去年のデータと、ことしのデータをちょっと見させていただいたんですけれども、12月からの開園ということでございますので、実質、決算書に載ってるのは3カ月間ということでございますけれども、もうきょうは10月1日でございます。今までの期間を通しまして、教育委員会としては、どのようなご感想をお持ちか、その点についてお聞かせをください。

議長（井田義之） 土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） お答えします。

決算資料で216ページでございます。図書館の管理運営事業ということで、21年度の利用状況があります、これは21年度ということですので、インフルエンザ等もありましたし、年度の、年度いっぱいということで、昨年比については、それぞれトータル的には99.3%の貸出人数、それから貸出冊数については100.6%という伸びでございます。今現在ということでございます。

近々のデータというのは、今、持ち合わせておりませんが、昨年の12月1日から、ことしの7月までのトータルをいいますと、貸出人数については、平均で、加悦分室については140.6%、それから貸出冊数については、平均で139.8%ということで、12月1日から7月まで、大幅な利用をいただいているということでございます。議員からもありましたように、下におりたということで、買い物等、それから銀行等に行かれるついで、それから学校の帰りということで、たくさん利用がされております。喜んでおります。

議長（井田義之） 谷口議員。

17番（谷口忠弘） 今、課長のほうからですね、12月1日のオープンから7月までのお話を聞かせていただきました。

この資料でも、トータルでは99.3%でありますけれども、加悦分室に限っては、大幅に、3カ月だけですけども、去年よりは大幅ふえているみたいでございまして。そういうことで、大変使いやすくなってですね、皆さんに好評でございますので、町民の皆さん、より以上に利用していただければなというぐあいに思っております。

続いて、資料の173ページの健康診断、先ほど小林議員のほうからもちょっと触れられまし

たけれども、これについてちょっとお尋ねをしたいと思います。がんの検診は健康増進法に基づきまして、健康増進事業として市町村が行うようになっておるわけですがけれども、男では40歳、女子では30歳ということで、がん年齢になり始めた時点で検診をしてもらおうと。がんは早期発見が第一でございます。胃がん、肺がんであれば、早期発見をしていただければ、レベル1の早期発見であれば、治療すれば5年間の生存率が8割近くあると聞いておりますし、これがレベル4の末期がんになりますと1割以下に低下すると、こういうぐあいに聞いております。がんはとりあえず、早期発見の必要性があるということでございます。

受診率については、先ほどちょっと触れていただきましたけれども、京都府レベルからよりもかなり高いとは聞いておりますけれども、まだまだやっぱり半分以下になっておるといふぐあいに思います。受診率アップについてですね、もう少し工夫が要るのではないかなと思うんですけども、今回、新たに何か受診率アップについて諮られた点がありましたら、お聞かせください。

議長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 議員のご質問にお答えいたします。

町ではがん検診、それから特定検診ということで、セット検診として同時に受けていただける環境を整えております。しかも無料で受けていただけるということでございます。それで、受診率の向上の対策でございますが、従来から行っている方法と申しますか、やり方といたしましては、まず、個別にご案内をさせていただいております。世帯の中でも、世帯構成によって受けていくがんの種類が違いますので、あなたは、このがんの対象になりますからというふうな、個人個人で申し込んでいただけるように、意識を持って申し込んでいただけるように世帯員別々にご案内をさせていただいております。

それから、申し込みにつきましては、各公民館に出向きまして、本人確認のもと受け付けるという方法をとっております。それから、受診に際しましては日曜日、お休みのときに受診いただけるように日曜日も設けております。それから、会場地が保健センター3カ所、岩滝保健センター、ワークパル、それから元気館と、3カ所設けておりますので、遠方の方、送迎が希望であれば、送迎という形もとらせていただいております。それから、受診に際しまして、できるだけ待ち時間のないようにスムーズに検診が受けていただけるように、委託しております業者と入念な打ち合わせをして、スムーズな流れとなるような形をとっております。

それから、ことし加えまして、検診を申し込んでおったんだけど、どうしても当日、受診することができなかった、それぞれご事情があるということもありまして、未受診者の方に対して、追加検診という日にちを新たに10月21日ですが、設けさせていただいております。

それから、検診後につきましては、各公民館に出向きまして、検診結果相談会というふうな形で、保健師によりまして、それぞれの個人の結果につきまして、保健指導と申しますか、丁寧な説明をして、理解なり、今後の改善につなげていただけるような形での指導をさせていただいております。

それで、検診につきましては、先ほど報告させていただいたんですが、近隣の市町村よりも高い数字で推移しておるんですが、まだ50%にはいってないという事実もございまして、今後、どういった形が、よりよい向上につながるのか、工夫をしてまいりたいというふうな思っております。

議長（井田義之） 谷口議員。

17番（谷口忠弘） ぜひ、町民の皆さんは検診を受けていただいて、無料でございますので、検診を受けていただいて、自分の健康は自分で守るという意識を持っていただいて、ぜひ行っていただきたいということをお願いしときたいと思います。

続きまして、決算書277ページなんですけれども、ちょっとこれわからないんで、この支出は一体何か、お伺いしたいんですけれども。この中で学力向上対策補助金ということで33万円というのが計上されてありますけれども、一体、これは何なんですか。

議長（井田義之） 土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） 町内の小・中学校に対しての補助金でございます、学力向上対策について各学校で企画、努力をしていただきたいということで出している補助金でございます。

議長（井田義之） 谷口議員。

17番（谷口忠弘） 具体的に、学校に、どのような取り組みをされているのか、聞かれたことはあるんでしょうか。

議長（井田義之） 土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） それぞれ学校で努力を、いろいろな、算数だとか、国語だとか、数学だとか、理科だとかというような形で努力目標を持って指導書等も、その補助金のほうで活用して購入をしているということでございます。

議長（井田義之） 谷口議員。

17番（谷口忠弘） もう一つですね、具体的にどんなのかというのは言えないか、言いにくいのか、よくわかりませんが、なかなか目に見えてこないものじゃないかなというふうな、今、ご答弁を聞かせていただいて、感じております。

実際、こういう事業をするに関して、こういうものが要るので、こういう教材費にお金がかかるんだというようなことは、それぞれの学校からお申し出があって、この補助金というのが決定されるのでしょうか。この仕組みですね、この33万円、どれだけの小学校かは、わかりませんが、その辺ちょっとお聞かせください。

議長（井田義之） 土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） お答えします。

小学校は9学校で、中学校は2ということで、11校に対しての補助金でございます。

17番（谷口忠弘） ちょっと今の答弁、内容を聞いたんですけども、具体的に何かありますか、事例を。

議長（井田義之） わかりますか。資料はありますか。ない。

ここで休憩します。4時10分まで休憩します。

（休憩 午後 3時57分）

（再開 午後 4時10分）

議長（井田義之） それでは、休憩を閉じ、一般会計認定の質疑を続行いたします。

答弁を求めます。

白杉教育委員長。

教育委員長（白杉直久） 教育長がおられるときに質問していただいたら、本当によかったと思うんです

けれども、私も、この学力向上対策補助金33万円の教育長とご相談を受け、報告を受けた記憶がございますので、そのときのことで答弁をさせていただきたいというふうに思います。

学力向上という意味で各学校、課題を持っていると思います。その中で、先ほど課長が言いましたように算数が苦手だとか、国語が苦手だとか、この学校は、もうちょっとこちに力を入れたほうがよいのではないかという、各学校によっていろいろな特色があるんじゃないかなというふうに思ってますし、実際そうなっているというふうに思っております。その中で、校長の裁量によって、例えば、この講師を呼んできて、こういうことを勉強したいと、こういうことを生徒たちに教えたいと、児童に教えたいというテーマによって、そういうお金を、補助金を支出していきという趣旨だと思いますので、校長の思い入れというんですか、そういう各小学校、各中学校の一番学力の弱いところ、また研究指定で、研究してより一層、また研究を深めたいというために、この33万円は執行されたものというふうに理解をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議 長（井田義之） 谷口議員。

17番（谷口忠弘） 今、教育委員長からお話を聞きましたけれども、各学校の校長先生の裁量で、それぞれ各学校の特色を生かして学力向上を図っていくと、そういう意味での補助金であると、こういうぐあいなお話でございました。このお金が本当に有効に生かされて、学力向上につながれば、本当に言うことはないと思いますので、よろしくお願ひしたいというぐあいに思っております。

続きまして、301ページになりますけれども、修学旅行の補助金ということで52万2,020円ですか、これが決算で計上されてありますけれども、この修学旅行の補助金というのは、まさしく字のごとく修学旅行の補助金だと思うんですけれども、修学旅行は、基本的には、それぞれの児童が積み立てをされて修学旅行費を賄うということだろうと思うんですけれども、足らずを、こういう形で出されるんだろうと思うんですけれども、こういった形で、このお金が出ていくのか、学校からの要請だと思うんですけれども、その点についてちょっとお尋ねをしたいと思います。

議 長（井田義之） 土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） お答えします。

修学旅行の補助金でございます。一人2,000円の補助を出させていただいております。修学旅行については、多額の費用がかかるということで、1年生のときからずっと積み立てを、保護者の方はされておりますし、そういう面で多額の負担がかかるということで、一人頭、参加児童・生徒に対して2,000円の補助をしているというような現状でございます。

議 長（井田義之） 谷口議員。

17番（谷口忠弘） 現在、経済的な理由で、新聞等々ではちょいちょい見るんですけれども、修学旅行の積み立てができないとって、修学旅行に行けないという児童があるというようなことを新聞でちょいちょい見たりするんですけれども、当町では、そういうことはありませんか。

議 長（井田義之） 土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） 本町ではありません。それから、先ほど言いましたように準要保護の関係でございます。ここに修学旅行の費用も、6年生なり、中学校2年生、3年生の修学旅行、その年

次に対しての援助費が出るということで、そういう援助費を申請していただいて、修学旅行費に充てるということで、現在そういう面で不参加だというような児童・生徒はございません。

議長（井田義之） 谷口議員。

17番（谷口忠弘） それともう1点、これはですね、私がちょっとよく探さないのかどうかわかりませんが、以前、私立高校ですね、これに対しての補助金というのがあったと思うんですけども、これ決算書をずっと見ても、どこにも載ってないように、私は思ったんですけども、その点について、どこかに載っておれば教えていただきたいなと思うんですけども。

議長（井田義之） 土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） 高等学校への補助金はございません。恐らく、私学に通学する補助金か、それだと思うんですが、通学関係の補助金だと思います。

議長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） 決算書の71ページをお開きいただきたいと思います。

71ページの、ここに補助金、行政教育振興会補助金9万円ということでございます。

合併前は1市4町ですか、町長会がございまして、町長会のほうから補助金を交付しておったんですけども、合併いたしました町長会が解散いたしましたので、それぞれの伊根町、与謝野町ということで補助金を交付させていただいておるものでございます。以上でございます。

議長（井田義之） 谷口議員。

17番（谷口忠弘） はい、わかりました。当町からも、暁星高校なんかは、結構な方が行かれていますし、暁星高校では京丹後市、宮津市はもちろんですけども、京丹後市、与謝野町というのが大体たくさんの方が来られていると聞いておりますので、私、教育委員会のほうをずっと予算を見ておりましたので、ここに載ってるとはわかりませんでした。

はい、わかりました。質問を終わります。

議長（井田義之） お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（井田義之） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定しました。

この続きは10月4日、午前9時30分から開議しますので、ご参集ください。

お疲れさまでした。

（延会 午後 4時17分）